

平成 30 年度

第 13 回予算決算常任委員会会議録

平成 31 年 1 月 11 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第13回予算決算常任委員会会議録

日 時 平成31年1月11日（金曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 1月11日 午前10時45分

付託議案

(1) 第83回宍粟市議会定例会付託案件審査

第 1号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）

(2) その他

出席委員（15名）

委員長	東 豊 俊	副委員長	大久保 陽 一
委員	津 田 晃 伸	委員	宮 元 裕 祐
〃	山 下 由 美	〃	今 井 和 夫
〃	神 吉 正 男	〃	田 中 孝 幸
〃	浅 田 雅 昭	〃	田 中 一 郎
〃	林 克 治	〃	飯 田 吉 則
〃	大 畑 利 明	〃	榎 橋 美 恵子
〃	西 本 諭		

欠席委員 な し

出席説明員

（企画総務部）

企画総務部長	坂 根 雅 彦	企画総務部次長	水 口 浩 也
企画総務部次長	砂 町 隆 之	地域創生課長	西 嶋 義 美

（健康福祉部）

健康福祉部長	世 良 智 次	長	大 谷 奈 雅子
--------	---------	---	----------

（総合病院）

総合病院事務部長 志水 史郎
総合病院事務次長 船 曳 浩 尉

総合病院事務次長 大 前 和 浩

事務局

局	長 宮 崎 一 也	次	長 小 谷 慎 一
係	長 岸 元 秀 高	主	幹 小 椋 沙 織

(午前10時45分 開議)

○東委員長 ただいまより平成30年度第13回予算決算常任委員会を開催します。

新年になりまして初めての委員会です。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速議題に入ります。

第83回宍粟市議会臨時会付託案件審査を議題といたします。

本日の本会議で上程され、本委員会に付託されました第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の補正予算1議案を審査します。

審査の方法については、予算決算常任委員会運営要綱第4条第2項の規定により、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)については予算決算常任委員会全体会で詳細審査をいたしますので、よろしくお願いたします。

これについて、なにか御意見はありますか。

(「なし」の声あり)

○東委員長 ないようですので、それでは、付託案件審査を行います。

発言される方は挙手をし、指名を受けて、マイクがオンになったことを確認してから発言をしてください。

まず初めに、当局側より資料説明または補足説明はありませんか。

水口次長。

○水口企画総務部次長 それでは、本日の委員会資料のほうを、私のほうから御説明させていただきます。

まず1ページのほうをお願いいたします。

補正予算の資料ということでございます。表を三つ連ねておりますが、まず中ほどの歳入から御説明をさせていただきます。

歳入につきましては、財産収入、地域振興基金運用収入ということでございます。地域振興基金につきましては、基金積み立てをしておるわけですが、財産を運用するという形で国債のほうを運用等させていただいております。その関係で支払いの現金をこさえるときに運用益が生じますので3,167万円を計上しております。また、基金のほうにつきましては、原資の繰り入れということで、取り崩しということで6億3,000万円を計上させていただいております。

歳出につきましては、地域振興費ということで用地購入費ほかということで6億6,167万円を計上させていただいております。ただ、用地購入をした後に建物の撤去等の期間を要しますので、その分につきましてはお支払いがおくれることがございますので、一番上の表でございますが、繰越明許費として用地購入費の金額をその

まま 6 億 6,140 万 8,000 円を繰越明許費とさせていただきます。

続きまして、資料の 2 ページのほうをお願いいたします。

本件に係ります「企業跡地購入にかかる経緯」ということで、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、平成 30 年 8 月 9 日に公有地拡大の推進に関する法律第 5 条による届け出を受けております。これにつきまして、受け取ってから 3 週間以内に通知を返すということでございますので、同じく 8 月 29 日に回答のほうをさせていただきます。ただし、この公有地拡大の推進に関する法律では該当しないということでの回答となっております。

また、あわせまして、用地の売買協議等のそういった一般的な購入の協議ができるかということも代理人さん、所有者さんのほうに御協議をかけさせていただいたところがございます。9 月 5 日には、所有者さんのほうから、市への売却協議に応じたいというようなことで打診を受けております。

その後につきましては委員会報告の部分でございます。9 月 7 日に総務経済常任委員会で、先ほど言いました 8 月 9 日からの流れのほうを御説明させていただきます。翌 10 月 12 日の常任委員会におきましては、購入交渉の経過、事務の推移の説明等をさせていただきますところがございます。11 月 14 日には、同じく購入に向けての準備ということで、不動産鑑定の関係でありますとか土地利用のことについて御報告をさせていただきます。

11 月 19 日には、不動産鑑定の評価額の提示がございまして、これをもって翌々日の 21 日に財産評価委員会を開催しまして、評価額の審査のほうをさせていただきます。その後は、交渉を続ける中で本日 11 日に臨時議会、あわせて予算決算常任委員会ということにさせていただきます。

資料の 3 ページにつきましては、当該用地の図面をつけさせていただきます。真ん中の白抜きのところ、ピンクのマーカーで囲んでおるところが今回の対象用地ということでございます。

4 ページをお願いいたします。

不動産鑑定のことについて、少し御説明をさせていただきます。

鑑定につきましては、原価法という形で、もともと持っているものを償却するような形の原価法、あるいは取引事例をもとに比較する比準価格、あるいは事業の収益の影響を加味しながらする場合の収益価格の三つの手法をとることとなりますが、今回の分につきましては原価法、あるいは収益価格という形では、ちょっと対応が

できませんので、取引事例を参考にする比準価格の算定により価格のほうを提示いただいております。

下の方の表にございますとおり、取引事例を3点選んでいただきまして、同様の同じような条件でありますとかそういったものを参考する中の事例を3件、それと基準値から工業地としての基準地を比準するような形の標準価格の設定という表をもとに、今回の対象用地の標準価格を設定していただいております。

5ページに参りますと、その標準価格をもとに現地の状況、よいところといえますか、そちらのほうの利用条件価値を個別格差率ということではしておりますが、今回の場所につきましては、用地の中に水路が入っておりますので、そういった部分で利用価値が少し下がるということで、減率のほうの落とし込みをしております。

そういったものをもとに計算していただきまして、次の6ページになりますが、今回の鑑定価格の決定ということでお示しをいただいたところでございます。

7ページでございますが、これは公立宍粟総合病院の現在の概要ということで図式化したものでございます。上のほうにつきましては、建物のイメージを持っていただくということで延べ床面積を掲載しております。敷地につきましては1万453平米のところ建っておるということでございます。下の図面につきましては、現在の総合病院全体が何年に建築されたかということを表したものです。この建築以後、物によっては改修等をさせていただいておるということでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページは三つの項目で御説明させていただきますが、「現在の敷地内での建替えを行う場合の課題」ということでまとめております。

一つ目につきましては、工事と既存病棟が近接しておるということで、同一敷地内で行う場合には騒音・振動の影響を大きく受けてまいります。

二つ目としましては、工事を行うための工事の遊休スペースといえますか作業をするスペースが必要になってきますが、先ほど7ページで見ていただいたとおり、有効なスペースはかなり狭いところがございますので、そういった敷地の確保が難しいという問題もございます。

三つ目としましては、当然、入院・外来患者さんもいらっしゃいますので、そういった運営機能、病院の機能を維持しながら建てかえをするということになりますと、建物そのもののスペースも難しいというような三つの主な課題を上げさせていただきます。

「考察」ということでございます。上4行につきましては、先ほど申しましたよ

うな問題が出てきますよというところでまとめておりますが、こういった状況から、患者さんを初めとする病院の利用者の方々への負担軽減、あるいは安心して使っていただけるという観点からにおいても、現地での建てかえは難しいというところがございます。

「また」以降につきましては、兵庫県保健医療計画につきまして、宍粟総合病院の位置づけということで掲載しております。特定中核病院の指定を受けることで、また地域の二次救急を担える病院ということで位置づけをいただいております。さらに、これらの圏域の中では周産期医療の中心的な役割ということもお示しをいただいております。

そういったことからしましても、現購入予定をしておりますこの用地につきましては、そういった県の方向性、あるいは受け入れ体制をする場所としても条件が整っておるということで考えております。したがって、建てかえの候補地としても検討・購入を進めていきたいという御提案でございます。

また、三つ目でございますのは「建替えのイメージ」ということで、まだまだこれから建築の構想等は検討させていただくこととなるんですが、大まかなイメージを持っていただけたらというようなことで記載をさせていただいております。

県の保健医療計画では、先ほど言いましたように総合病院は西播磨地域の救急医療体制の確保・維持のために地域の二次救急を担う病院とされております。また、総合病院そのものの宍粟市からの位置づけということでございますが、宍粟市の医療を担う病院であり、地域包括ケアの中核となるようにしなければならない。さらに入院治療から在宅復帰、リハビリなど市民の生活を支える役割、さらに周産期医療の確保、そして僻地医療の拠点施設として、僻地診療所への代診医の派遣等々を取り組んでいくという方針も持っております。

今後、建てかえの構想を作っていく上としまして、例えばですが建設後の維持管理のコストダウンを図るための発電でありますとか熱エネルギーの利活用の研究をしていく。あるいは市民の通院や利便性の向上のための路網整備、あるいは公共交通の手段の確保、また託児所、あるいは今後開設を予定しております病児・病後児の保育施設をどのように合わせていくか。あるいは環境面としましては、緑地帯を確保する等、一般的な部分ではございますが、そういう取り組みをする中で、この広大な土地は最も有効に活用することで、その意味合いを大きく伸ばすものと考えておるところでございます。

購入後におきましては、市民の健康づくり、医療の拠点としての利活用の方針、

あるいは構想の整備を随時進めたいと考えておるところでございます。

説明は以上になります。

○東委員長 企画総務部からの説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山下委員。

○山下委員 事前に審査に必要な資料を私は3点求めておりました。総合病院の建てかえの根拠となる医療計画、あるいは建てかえのための市の財政状況の検討資料、あるいは安全な適地であると確認できる資料、これらの資料はどこにあるのでしょうか。

○東委員長 山下委員の質疑に答弁を求めます。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 現状でお示しできる資料がございませんので、今回お示しはできていないというところでご理解いただきたいというふうに思います。

○東委員長 山下委員、よろしいか。

○山下委員 それでは、全く資料が出てこないということで、非常に判断が難しいわけではありますが、質問させていただきたいと思います。

まず、用地購入の目的でありますけれども、総合病院の建てかえを見据えて用地を確保するというところでありますけれども、本当に市民が望んでいる診療科の充実した総合病院の建てかえが可能なのかどうか。これはその資料で判断しようと思っていたところなんですけど、ちょっと出てこないで説明願います。

また、建てかえ後、現在の総合病院はどうする計画なのか、まずそれです。

それと、次の質問をさせていただきますが、購入用地は本当に適地と言えるのかどうか。宍粟市全体から見ましたら南の端というところに位置しますが、果たしてこれが市民が利用しやすい場所と言えるのかどうか。

また、ここが防災面でなんですけれども、安全な適地であるということは確認されているのかどうか。具体的に言いましたら、川が近くにあって水路で囲まれております。ハザードマップで確認をいたしますと、0.5メートルから3メートルの1階床上浸水想定区域でありますし、また山崎断層帯地震が発生したときには、震度6弱、このような大きな揺れが想定されている区域であります。

このようなことをどのように判断されて適地と言われるのか。また、市民の意見等も聞かれているのかどうか。これも市民が大丈夫なのかという意見がありました

ので質問しております。

また、これもまた市民からの質問なんですけれども、工場の跡地ということで土壌汚染、これらがちょっと不安だと。病院を新しく建てるというのだったら調査をしてほしいと、それから判断してほしいということでありましたが、これらの調査が行われているのかどうか。

これらに基づいた安全な適地であると確認できる資料を私は求めていたのですが、出ていなかったのもので、実際的に判断はなかなか難しいのですが、御回答をお願いします。

○東委員長 大きく3点、答弁を求めます。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 私のほうからは、建てかえの後の総合病院の関係、それから安全で適地であると確認できる資料の関係での御質問、この2点にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、現状の建てかえ後の総合病院については、現状でお答えできるというふうには至っておりません。当然、建てかえていくということになりますので、現状の建物は除却する、不用なものについては除却する。ただ、その後の利用については今後、建設計画を進めていく中で、あわせて協議をしていく必要があるというふうに考えておりますので、そのことについてはいろいろな御意見もまたお伺いをしながら、よりよい活用方法というところを見つけていく必要があるのかな、そんなふうに思っております。将来的に議会の皆さん、それから市民の皆さんとも御協議をさせていただくということになろうかというふうに思っております。

それから、適地であると確認できるかということですが、ハザードマップにおいては、あの土地は、おおむね0.5から1メートル、一部に1メートルから2メートルというところの浸水想定区域が入っております。現在、隣接の揖保川の河川においては、国土交通省が護岸工事を実施していただいております。今後の建築構想においても必要な措置、例えば地震でありますとか、あるいは土地でありますとか浸水に関してはその対策、そういったものもあわせ持って検討をしていかなければいけないという課題でございますので、このことについては今後においてよりよい安心していただけるような状態になる計画をつくっていく必要があるのかな、そんなふうに考えております。

それから、土壌汚染の関係でございます。どのようなことで市民の皆さんが御質問になっておられるのかというのはわかりませんが、所有者の方からは有害な塗

料等の使用はないというふうに既にお聞きしておりますので、その告知を受けておるところでございます。そういうことで御理解をいただければと、そんなふうに思います。

○東委員長 総合病院事務部長。

○志水総合病院事務部長 私のほうからは病院の市民が望んでいる診療科の充実した建てかえが可能なのかというところをお答えさせていただきます。

これにつきましては当然のことながら、可能であるというよりもそれを目指して努力すべきでありますし、皆さんには安心して診療を受けていただくというふうに対応したいと思っています。

今現在、病院では現状分析と将来予測を行いまして、医師初め看護師、技術職のマンパワーの確保とあわせまして、ハード・ソフト両面から取り組んでまいります。既に病院では、これからの病院のあり方を検討する院内プロジェクト委員会というものを立ち上げまして、10年後の建てかえも視野に入れた検討を進めておりますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、総合病院の建てかえの根拠となる医療計画について、ないのかという御質問でございましたけれども、こちらにつきましては平成30年3月に樹立しました宍粟市における地域医療推進のための基本方針というものがございまして、その中で病院機能の充実に向けた施設整備の検討という項目をとっております。

こちらの中では、総合病院は築後34年経過して老朽化しておる。そこで病院整備検討チームを設置して、建てかえに向けて取り組むとしております。また、整備検討委員会も設置して、市民、学識経験者等の意見を聞きまして、医療サービスと市民負担、建てかえ時期と場所についても検討を進めるとしておりますので、この基本方針にのっとり今回、今後を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○東委員長 山下委員。

○山下委員 基本方針にのりつった検討を進めるということで、その検討はこれからというふうに考えられるなと思うんです。それで、今のところはまだ、やはり建てかえの根拠となるような医療計画はできていないと。先ほどの説明ではそんなふうに捉えることができましたが、まず1点、それは違っていますか。

それとあと、やはり御説明を聞いておりましたら、本当に市民が望んでいる診療科の充実はしたいということですけども、やはり第三者委員会等をつくって検討していくというのも、まだ済んでいない状態でありますので、本格的なその根拠と

なるような、市民が安心できるような計画等はできていないなというように思います。

それと、また、現在のところ県も了承しておりませんので、建てるとなったら市独自の財政を使わなければならないということで、そういったことの市の財政状況の検討もされていないというふうに捉えましたが、その点はどうなのかということをお尋ねします。

それと、あと、本当に安全な適地であるのかということですが、これからそのようなことを考えていくということでは、全く計画性がなくて、こういった具体的な用地の購入というところには至らないのではないかなと思いました。その点はどうでしょうか。

それからあと、本当に宍粟市全体から見て市民が利用しやすい適地であるのかということも、全く市民の意見が聞けてないので、こういった具体的に予算が出てくるのはおかしいなというふうにも感じました。それはいかがでしょうか。

それと、あともう一つ、企画総務部長は、先ほど市長に私が質問した内容の中で答えてくださったところで、不動産業者名の話なんですけど、民間同士の話なので明らかにはできないと、そのように言われたわけなんですけれども、この内容が6億6,170万円もの公費を使うものであるのに、なぜそういったことも明らかにされず不透明なところを残すことになるのか。何かそういった、そこがわからないので、その説明もお願いします。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 私の方からは、財政状況等々の最後のお話も含めて御答弁をしたいと思います。

本会議のほうでも市長が答弁を申し上げたように、今回、昨年3月に基本方針ということで先ほど病院事務部長も答弁したように、その計画の中で病院の建てかえという部分が初めて具体的なところでは出ております。総合計画の中では「充実」というような形で規定をしておるわけですけれども、建てかえという部分については昨年3月。

部長のほうからも答弁したように、いよいよその具体的な部分のプロジェクトも含めて設置をしながら検討しようというところで、内容的には今ここで、その具体はどうなのかということをお示しするまでに至っていないのも事実でございますし、きょう、資料としてお出しすることができないのはそのとおりでございます。

ただ昨年の8月、公有地の拡大の推進に関する法律によって、その申し出があっ

て、本会議でも答弁を市長のほうがしましたように、一定の面積のある整形地、あるいは交通の利便性だったり、あるいは今後このようにまとまった土地が確保できるのかというようなことも、いろいろなことの検討の中で、このタイミングを逃すと非常に厳しい状況が今後において待っているんだらうという判断の中での今回の提案というふうになっているところであります。

よって、財政の状況という部分についても、病院の計画を進めていく中で並行して検討すべき案件でございますので、現状で、できますとかできませんとかというところのお答えをする段階にないというところで御理解をいただければというふうに思います。

しかしながら、このことについては、その計画を進めていく段階では、議会の皆さんとも十分に御報告する中で議論をさせていただきながら、よりよいものにしていく必要があるというふうに考えておりますので、今の段階ではその点で御了承いただきたいというふうに思っております。

それから、利用しやすい適地なのかというところにつきましては、今の現行の病院から、委員もよく御存じのとおり、車でいきますと数分のところに立地をするところ。あるいは三次救急というところでの姫路との関連性、それから圏域の中での病院の位置という部分も含めてですが、非常に適している土地だというふうに判断をしております。

そういったところで今回10年後を目標にというところで、市長が答弁しましたけれども、10年が15年になるかもわからないけれども、そのことに向けて一生懸命取り組んでいきたいというのが私どもの今の考えでございます。

それから、不動産の関係でございますが、これは私どもと不動産会社が契約をしているものではございませんので、ここでお答えすることができませんということでの御答弁をさせていただいたというところでございます。

- 東委員長 再度質疑がありました建てかえの可能云々について、総合病院事務長、もう一度、答弁を願います。

総合病院事務部長。

- 志水総合病院事務部長 企画総務部長のほうからもお答えさせていただいたとおりでございますが、具体の建築整備計画については今のところございません。ただ、先ほど私が申しましたのは、市の進むべき方向性はお示しさせていただいたものでございまして、これのぶれはないように進めていく必要があると思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○東委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開します。

質疑はありますか。

今井委員。

○今井委員 そしたら論点整理と資料請求をしている人からということなので、質問をさせていただきます。

山下委員が今、言われていたこととよく似ているのですが、まず私も一応、資料請求をさせていただいております。内容はもう御存じかと思うんですけども、要するにこのたび出てきている資料というのは、この土地が価格として適正かどうかということと、それから病院建設に関しては大ざっぱなイメージが出てきているだけだと思うんです。

要するに、あくまでも病院建設の第一歩としての用地の取得ということでありますから、どのような病院を建てようとしているのか。それから、そのための資金も含めて、やっぱりそれは可能なのか。それによる一般会計への影響、ひいてはさまざまな住民サービスへの影響はないのか等々が判断できなければ、我々議員としても第一歩を踏み出すことはなかなかできない。それでなければ住民への説明ができないのが私たちの立場ではないかと思うんです。

病院の必要性は大いに認めます。病院はしっかりしたものを、やっぱりつくっていかなければいけないというのは、もう本当に、それはまずほとんど異論のないところだと思うんです。ところが、この土地ありきということが先行してくると、用地を先行取得したが、その後、病院を設計したら資金的に不可能であったとか、あるいは宍粟市として財政的なことを考えたときに、建設可能な病院を考えた結果、この今回の約4万平米の敷地は大き過ぎたな。あるいは、ひょっとしたら狭過ぎたな。そういうふうになる可能性も今だったらやっぱりあるんじゃないかなと思います。

私が一番懸念するのは、今後、人口がますます減少し、地方交付税もますます減額されていくということが予想される中、宍粟市は立派な病院施設をつくったな。だけどそれによる借金返済でさまざまな住民サービスがカットされていった。教育、

福祉、農業、いろんなサービスがカットされていって市民は困っているな。そういうふうになることが僕は一番、懸念されることなんです。

そうなってしまったら、もう本当に本末転倒なので、そうならない、めどの確信ができる用地の今回の取得でなければ、その確信がなければ、やっぱり「わかりました」となかなか賛同がしにくい。それは今から考えるんだということを言われるんですけども、じゃあ考えた後で、やっぱり大き過ぎたなということになったら、これはちょっともう今回の購入はおかしかったんじゃないかなというふうにもならないとも限らないと思うんです。

だから、そのあたり、ただあったらいい、必要だからというそのことだけで、なかなか賛同しにくいという部分がやっぱりあるんです。そういう意味で、今回のこの場所を逃したらほかではなかなか得にくいという、先ほどからも言われていましたけれども、それもわからなくもないんですが、じゃあ具体的に、でも本当に一遍検討してみたのかというようなことも、やっぱり必要じゃないかなというふうに思うんです。

そのあたりも含めて私は資料請求をしていたことが、今後の病院の具体的などから辺の資料請求をしていたと思うんですけども、出てこなかった理由も含めて、ちょっとお答えいただければなと思います。

○東委員長 答弁を求めます。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 先ほど来、本会議でも市長が答弁しておるんですが、今現状において、あの3万9,000平米弱の土地を購入したいということで提案をさせていただいております。病院の規模をどの程度にするのか。将来10年後、20年後を見越して病床数はどうするのか。あるいはどんな診療科が必要なのか。あるいはどんな機能を付加していくのか。そういったものを、これを今後、十分に内部でも検討し、議会の皆さんとも協議をしながら、あるいは市民の皆さんに意見をいただきながら固めていきたいというところの意思表示を現在させていただいております。

現状、規模がどうなるのかというところが固まっていない状況で、建築費がどれほど要るのかということについては、なかなか申し上げにくい状況にあるというところがございます。よって、そのことを建築費がわからない、非常に想定しにくい状況においては、収支見通しというのも当然なかなか立ちにくいというところがございまして、今回その収支の見通しという部分については、なかなか出せる状況がない。しかし今後、先ほども言っていたように、しっかりと計画していきま

しょうというところでのお話をさせていただきたいというふうに考えております。

さらには敷地の広さ、これは後悔しないのかというような意図で御質問をいただいたと思うんですが、今、次長のほうが説明したように、今の敷地は1万平米余りの中に建っております。余裕がない状況であるのかどうかというのは、それぞれの御判断だと思うわけですが、あの4万平米近い土地の中でどう位置を決めていくのか。全てを使っていくのか。いわゆる残地が出るので、それは違う関連のものにお使いいただくとか、いろんな方法があろうと思います。

例えばこれは想定できるかどうかわかりませんが、院外処方の部分も当然必要でありましょうし、あそこの中にバスも乗り入れたいなと思うこともございます。そういうことを考えていくと、どういうふうな配置になるのかということも含めて、今後は十分検討していきたいというところで、10年かけて頑張りましょうというところでの今回は提案でございます。そういったところで御理解をいただければというふうに思います。

○東委員長 今井委員、よろしいか。

○今井委員 とりあえず1回目はこれで終わります。

○東委員長 続いて質疑を受けます。

津田委員。

○津田委員 済みません。今回、皆さんから資料請求も出ていると思うんですけど、正直これ、6億6,000万円の買い物をするのに、このA4判1枚のこれで我々に判断をしろと言われても正直ちょっと厳しいなと。やっぱり今回の用地取得は病院が目的というのであれば、ある程度、先ほどから言われる本当にこの病院の建設が可能なかどうかなのか、そういったのもシミュレーション的な部分もきちんと示してもらわないといけないと思いますし、ある程度、全体的な病院の青写真的な部分とか、そういったものも出していただかないと、これで審議してくれと言われても、正直、土地の評価に関してはわかるんです。私も病院の必要性に関しても必ず必要だろうと、建てかえも必要なんだろうというのは思うんですけども、本当にこの土地が適切なかどうかなのか、どういうふうに判断したらいいのか、ちょっとわかりづらい部分があるんですけども、その辺の資料をもう少し出していただけないでしょうか。

○東委員長 答弁を求めます。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 先ほど来、申し上げているとおり、今この昨年8月以降での

いろいろなどうだろうという議論の中で、今回の提案になったわけではありますが、病院の具体の部分、それをしっかりと資料としてお示しをする。そういう部分には、時間的な部分も含めて今回は至っていない。むしろ今後そのことを十分議論をさせていただいて、しっかりしたものをつくり上げていく。そのほうが、よりいいものに近づいてくるというふうに考えておりますので、今回、今、津田委員がおっしゃっていただいたような部分については、お出しすることができないということでございます。

適地の部分につきましても、先ほど申し上げたとおり、あの土地が今後の地域医療を担っていく病院として建てかえる用地、そのことについては、ほかになかなか土地を見つけることもできないだろうという判断の中で今回、決断をさせていただいているところでございますので、そういうところでの御理解をいただけたらなど、そんなふうに思います。

○東委員長 津田委員。

○津田委員 いや、部長のおっしゃることもわかるんですけども、本当に今の総合病院が1万平米で、今回は4万平米の土地を購入しようとしている中で、例えばここに集約をしていきたい。じゃあどういったものを集約しようとしているのか、最低限それぐらいは青写真を描けると思うんですよ。これぐらいは集約させたいなど、市の思う方向性、そういったものを出していただきたいなどというのと、今回、繰越明許でやるのであれば、私自身、これは3月の議会でしっかりそういった資料を出していただいてやれないものなのかなと。3月議会の通常予算に組んでいただいて、そういうのができないものなのか。

その辺の、今しかないという市長からの答弁もあったんですけども、これが例えば先方さんと交渉して、3月議会で通常予算に組み込むような形がとれないのか、その辺もちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○東委員長 答弁を求めます。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 本会議で市長が答弁したとおりののでございますが、少し言わせていただくと、今回、交渉の過程で少し時間も経過をしてきておるところで、買えない可能性が出てくるというふうに私自身は考えております。あくまでも可能性ですけども。

○東委員長 津田委員、よろしいか。

津田委員。

○津田委員　そこも含めて交渉していただいて、もっと市民に、皆さんに理解していただかないと、我々もこの6億6,000万円のお金、これをこの「考察」と「建替えイメージ」だけで我々議員に議論をここでしろと言われても、正直リスクがものすごい難しい判断を迫られているなというのを感じているんです。

やっぱり6億6,000万円で、これ、固定資産とか市が購入することによってその辺も考えると、7億円ぐらいのお金になってくると思うんです。それをこの資料で我々ここで議論しろと言われると、すごい難しく思うんです。その辺はもう少し何か出していただけるようなものはないのかなと思うんですけれども。

○東委員長　企画総務部長。

○坂根企画総務部長　今回の提案については、病院の建てかえを視野に土地を購入したいということの補正予算を上程させていただいています。

先ほど来、申し上げておりますとおり、病院の中身については、今後、十分議論させていただきたいと。その中で市民の皆さんに安心していただける病院を建設していく。このことをこれから協議をさせていただきたい。

当然、御指摘があるように財政上、大丈夫なのかというようなところもございませぬ。そのことも十分に議論をさせていただきながら、どういう方法で資金調達をしながら、どういうものを市民の皆さんに喜んでいただける病院を建てかえられるのかということについて、議論をさせていただきたいと、そういうところでの今回の提案でございませぬので、今、資料としてはイメージというところで、これぐらいのものが今あるんですよというところを、これからどうしていきましょうというところは今後、十分に議論させていただきたいというところでございます。

○東委員長　津田委員、どうぞ。

○津田委員　いや、最低限もうちょっと、例えばこの病院を建てかえるのであれば、今後、人口がこれぐらいを見込まれて、病院の敷地としてこれぐらいは最低必要だとか、例えばそこに付随してこういうものをつけていく。だからこの面積が必要なんですと、そういったものぐらいは僕は書けると思うんですけれども、この4万平米の土地が適切なかどうかなのか、この判断も我々はこの資料だけで正直、審議しかねる部分があるんですよ。その辺だけでも出していただくことはできないんですか。

○東委員長　企画総務部長。

○坂根企画総務部長　4万平米がいいのかどうかということについては、不足するとは私どももなかなか考えられない広さの土地であるというふうには考えております。

ただ、そういうイメージを出してしまうことによって、今後の議論、そういったものにも「市は何でも決めてしもうてるんかい」となってしまうところの議論じゃなしに、まずはゼロからのスタートを議論としてさせていただくというところがございますので、全部4万平米を全て病院の敷地で使うとか使わないとかというところも今後の議論だと思います。

ですから、病院の敷地に例えば3万平米使う。あと1万平米は他の用途にしているということも当然その議論の中ではお話が出る話だろうと思いますので、いろんな可能性を含めて議論をさせていただく。一番いいものをつくっていくための議論をこれから始めさせていただきたいというのが、きょうの段階での答弁ということにさせていただきたいというふうに思います。

○東委員長 ほかに。

大畑委員。

○大畑委員 関連にもなるんですけど、非常に無責任だと思うんですよ。市民はあの新聞を見られて、ああ、新しい病院を建ててもらえるんやと思うてはるんですよ。私たちが病院を建てかえていかなあかんのちゃうかと、もっと本当に宍粟市の市民の命や健康を守る、あるいはもっとその周辺のエリアも含めた二次医療圏の中核の病院として、しっかりとしたものをつくっていかなあかんのちゃうかということを委員会でも言っとるわけです。

それを建てかえてもらうんやという前提で話をしているのに、10年後を予定しているとか15年後まで延びるとか、そんなばかな話はないでしょう。逆ですよ。もっと早く実現させるというだけの意気込みを持って資料を出してこないかんじゃないですか。

あんたら適当なことを言うて後ろへ後ろへ延ばして、私たち15年も先というたら責任とられへんじゃないですか。次の世代の人たちがその責任をとるわけですよ。それ実現、あのときにどんな議論をされたんですかという話になりますよ。だから今しっかりと本当に実現できるんだなという見通しが立った上で、その土地が本当にいい土地だということ判断できるぐらいの資料を出してこないは無理ですよ、そんな。どう思いますか。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 10年、15年という話は例え話でしたというふうに思うんですけども、それは例えば10年が7年ということも今後の検討の中では資金計画の中で考えられることかもわかりませんし、10年が11年になるかもわからない。それは今

の段階では明言ができないというところでの答弁ということで理解をしていただきたいなというふうに思います。

ただ、今、先ほど来、申しているとおりに、どんなものを建てるかというところはまだ固まってない、あるいはまだ出せる状態じゃない。その段階で資金計画がどうなのかというようなことを出せと言われても、なかなか出せる状況にない。そういうことについては御理解をいただきたい。

ただ、そのことについては今後、一緒になって議論させていただきたいというところで、我々も何とか安心していただける病院の建てかえという部分を、ぜひ実現したいというところで考えておりますので、そのことについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 そういう本当に見通せないものの中で、この土地を買わせてもらえませんかという判断を、あなたは求めてはるんですよ。今井委員もおっしゃっていたように、本当にそれが実現できる裏づけ、そういうものをもっときちっと説明してほしいと言われている。そのとおりですよ。市民もみんなそう思っていますわ。

これまで全国の自治体の例でもあるじゃないですか、そういう企業誘致として広大な敷地を買って、結局、誘致ができなくてペンペン草が生えて負債だけ抱えてしまうという例がたくさんあるじゃないですか。そういうことにならないように、本当に病院が建つように考えていきましょうというふうに言ってるんじゃないですか、私たちは。

それで、資金計画を立てられるとおっしゃるけど、そんな、もうがんじがらめのものを出してきなさいなんて言ってませんがね。ほかのところでもこういう例があります。例えばこれだけの病床の病院を建てたらこのぐらいの費用がかかります。これは計算できますよ。今の大体200床の病院を建てたら100億円を超す金額が必要になると思います。これは全国の平均的な1床、1ベッド当たりの平均面積が幾ら要るか、幾らかかるかという平均データが出ています。建築単価が幾らかというのが出ています。そういうものを掛けて計算できます。そして、外構整備にどれぐらい金がかかるか、それから医療機器にどれぐらい金がかかるか概算で出ますよ。そしたら積み上げたら100億円とか120億円とかという計算が出ますよ。

こういうものを建てる場合に、うちの財政としてはこうなりますということぐらい出せますよ。そういう実現性を見て、私たちは、そしたら今、買ってもいいなという判断ができるんじゃないですか。それが示せないのに、ここしかないんです。

本当にいい土地なんですと言われても説得力がありませんよ。そういうことを求めているんです。本当に実現するためにしっかり資料をつくってくださいよ。まだまだ間に合うと思いますよ。いかがですか。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 繰り返しの答弁になってしまうんですが、特に今後の地域の高齢化とか人口とかそのことの部分で、病院の経営の部分も含めてどういう状況になるかという部分を予測しなさいということも含めておっしゃっているんだと思うんですが、例えば、ぶしつけに数字をとという話がなかなかないので、今後そのことの議論を一緒になってさせていただきたいというところが我々の本音でございまして、そのことを出すことによって、例えば200床の病院を建てると100億円ぐらい。国内の他市町の例でありますと、そういうところも我々も確認をしておりますのでわかるわけですがけれども、じゃあ宍粟市は200床の病床を建てますとか150床とか、そのことを今の段階でなかなか示すことができない。そのことがあるので、今後の検討の中で詰めさせていただきたいというのが我々の思いでございます。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 何床のものにしなさいとか、そんなものをここで決めるわけにはいきませんよ、将来の。ただ、こういうものをつくった場合にはこれぐらいかかります。こういうものをつくったらこのぐらいかかりますと、いろんな案を提案できるんです。そして宍粟の財政状況に合わせた身の丈に合ったものはこういうものになりますと。こういうものでも、この土地を求めていくということについて大丈夫でしょうかという提案ですよ、普通は。何か土地ありきなんですよ、出してはるのが。

私は、平成30年度の予算委員会で、将来の市の財政、たくさん起債をどんどんしていけないといけない状況で財政収支の状況見通し、砂町次長に質疑をしましたときに病院のことも入れました。それも含めて大丈夫なのかというふうに言いました。答弁は、病院は特別会計なので一般会計のほうとは切り離してくださいと言われてました。

そしたら今回の土地も、特別会計の中でしっかり買っていきべきじゃないですか。病院の特別会計として買って、そして将来的にこういうように建てますというふうに言うべきじゃないですか。一般会計の基金を充当するのはおかしいんじゃないですか、そういう予算委員会の答弁から言うと。

○東委員長 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前 11 時 42 分再開

○東委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

答弁を求めます。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 先ほどの御質問で御答弁をしたように、今 4 万平米の土地全てを病院で使うというふうに決めているわけではございません。例えば地域振興、あるいはその他の用途に使う可能性もある。ただ病院の横に工場誘致をするなんて言う話には多分ならないだろうというふうには思いますけれども、関連の部分として病院以外のことにお使いいただくということについても当然、考えられる選択肢であるというところでもあります。

よって今回は一般会計のほうで買い求めて、その段階で例えば実際に建てる時に、今の総合病院の用地との交換とか、あるいは病院にその分を買い取っていただくというようなことも含めて、今後はそのことをどういう方法があるのかということについては検討する必要があるというふうに思います。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 病院だけと思っていませぬというような話になると、また、ほんまに大丈夫なんかと思ってしまうんですよ。それは病院の必要な用地、それより超すものについては、ほかのものに使うかもわかりませぬという話だったら、まだわかりませぬけど、病院以外のものになるかもわかりませぬといたら、何だったんやという話になりますよ。だからあやふやなんです。いや、いいです、いいです。病院やということを答弁されると思うので。

だからこの場ではどうでも答弁できるんですよ。だから、それを本当に実現するために 10 年、15 年先だなんて言わずに、病院が建つのはその時点になるかもわかりませぬけど、しかし今の市長の任期の間には、これだけのことをやりますと。そういうものを具体的に出してこないと、市民の皆さんは納得しないんじゃないですか。

市長も 10 年、15 年先というたらいらっしゃるかどうかわかりませぬよ。だから今いる私たち、ここで議論している者が、次の世代に責任を持てるだけのところまではしっかりと議論をしておく。資料を出して資料を検討しておく必要があると僕は思います。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 言葉の言い方でそういうふうにとられたかもわかりませぬけれ

ども、今、大畑委員がおっしゃるような思いを持って、病院を建てかえをして、それで残余がある場合については、そのほかにも使っていただくというような意味合いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらには、病院を建てかえるということになりますと、まずは内部で検討し、当然、基本計画、基本構想、そういったものから入っていく必要があるというふうに思っておりますので、その分については当然どの年度から始めるという部分については、今の段階では少し言えませんが、近いうちにまた始めていく。その中での議論が深まっていくというふうに思っております。その中での議論を大切にしながら市民の皆さんに安心していただけるものをつくっていききたい。それが今の提案の中の理由でございます。

○東委員長 大畑委員、どうぞ。

○大畑委員 これは公金を使うという話なので、本当に適当なことはできないと思ひます。本当に賛成して前向きに考えておられる市民の方もいらっしゃる。早くつくってくれという方もいらっしゃる。おかしいという方もいらっしゃる。そういう人たちに十分説明できるだけのものが、私たちが議論する責任があると思ひています。公金の支出ですから、それが適正な判断のもとで執行されるというようにしなければいけませんので、もっとしっかりとした資料を出してください。

○東委員長 飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 それでは、またもとに戻るかもしれないんですけども、そもそも総務企画常任委員会にお話があったのは9月になります。その前に産業部のほうから、当該会社が閉められるという話についてはお伺いはしておりましたけれども、その土地云々についてお聞きしたのは9月ということです。

それで、病院にお伺いするんですけども、病院として、考えておるということをお聞きになったのはいつでしょう。それが1点です。

その次に、公有財産として土地を買い求める場合に、宍粟市には公有財産規則というのがあると思ひます。その中に必要な事項として、土地・建物の利用計画図が必要であると、それを示せということになっていますよ。それが今現状はないです。そして、いろんなイメージとか思いとかを語られるわけですけども、これから考えていこう、皆さんと一緒に考えましょうという話では、結局いつか「絵に描いた餅」になってはならないという形でのこの規則だと思ひますよ。

これをつくります。こういうものをつくります。それはそのままではないかもしれないけれども、そういうものを示すことによって実現性とかをアピールするとい

うんですか、皆さんにお知らせするというための規則だと思うんです。それなしに買い求めることに同意していただければ、これから皆さんと一緒に考えましょうという、逆に言えばこれは案外、無責任な話だと思うんです。それを我々に議決しろと。それはなかなかできるものじゃないと、先ほど津田委員もおっしゃっていましたけれども、そういうものだと思うんです。

だから、実質的に本当にその意思があるのであれば、概略でもいい、こういうものをつくりますよと。そして今、大畑委員も言われました市長任期はとりあえずあと2年です。その2年の間には、ここまでは進めますよということを約束して、それを我々にも約束して、何とか議決してくださいという、それが本当の意味での市長の判断だと思うんです。それができないのにこちらに判断しろというのは、ちょっと無責任だと思います。その辺いかがでしょうか。

○東委員長　まず先に総合病院事務長から答弁を願います。

○志水総合病院事務部長　資料の日付を追って説明していただいておりますけれども、私どもが最初にこの土地が出たとお聞きしたのは8月だったと思います。それは公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理についての意見をお聞きするということでの協議があって、その後、全体の関係部局間の協議があったというふうに思います。日付等については、ちょっとここで即、説明しにくいんですが、その後、いろんな前後しまして12月に利活用協議の会議がありまして、総合病院という話になったと思っております。

以上でございます。

○東委員長　続いて、企画総務部長。

○坂根企画総務部長　公有財産規則の関係でおっしゃっていただきました。ただ、議案質疑の中で市長が答弁したように、今がチャンスというところ、この機会を逃すと、この広範な土地を取得できることが非常に厳しくなる。そういう判断の中での先行取得というところがございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

それから、市長の任期中というところの約束が要るのではないかとということですが、私どもは市長でございませぬので、ここで市長になりかわって、そのことを約束するということについては、お答えすることができないということがございますが、先ほども答弁をさせていただいたように、病院を建てかえるとなると非常に長い期間の検討が必要になってくるというところがございますので、そんなに遠くないときには、その検討がスタートするだろうというふうには私のほうは考

えております。

○東委員長 飯田委員。

○飯田委員 その病院のほうは、病院という形での受け取り方をされたのは12月ということですね。委員会の中でも最終的にその病院の話が出たのはそれぐらいになるかと思うんですけれども、それまでの過程で、土地を買い求める話の中で、当局のほうから急がなければならないという形の、今と一緒にですよ、そのことがあったときに、ある委員から、この土地は市のほうから買い求めにいったのかという問いがあったと思うんです、委員会中で。はっきり言ってそれは、土地を売りたい、買っていただきたいというのは相手方の望みでありまして、早く買ってもらいたいというのも相手方です。買うほうは、その時点でまだはっきりした計画もないのに、それを無理にそこへ買いに行く必要があるのかと当然、誰でも疑問に思うことですよ。

適地であるかどうかと云って、その4万平米、今現状、病院は1万5,000平米ほどですよ。確かに今その土地があるのという思いはあろうかもしれませんが、どうしてもその病院を建てるとなれば1万5,000平米、2万平米の土地、何とかなると思います、本気でそれを探すならば。どうしてもここやないとあかんという理由づけにはならないと思うんです。

だからその辺が、我々が市民に聞かれたときに、その理由を明確に説明できる材料が欲しいというのが、皆さんの資料請求であったと思うんです。その辺のところをもう一度どのようにお考えか。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 2万平米程度だったらいつでも買えるだろうというところの御見解については、それぞれの御見解、いろいろあろうと思います。市としてはなかなか難しい。それは非常に価格の面も含めて非常に厳しいものがあるというところの判断を、全体の会議の中でもしておるところであります。

ですから今回、先ほど申し上げたように、ひょっとしてこの機会を逃すと、あの土地はもう私たちは手が出せない状況になってくる可能性もある。これは将来の宍粟市にとって、今、手を挙げて買わせていただく時期だろう。その判断が今回あるというところでございます。

○東委員長 飯田委員。

○飯田委員 ですから、先ほどから各委員がおっしゃっていますように、そこまでの覚悟があるならば、何とかその形を示しなさいよということなんです。これから

の議論で進めるんだから今は出せないという状況では、我々も判断ができないというのが当然の答えになろうかと思うんです。

我々もはっきり言って病院は必要であるし、市民が望んでおることも重々承知しています。その中でいろんな場面で我々もそれを訴えてきました。けれども当局からの答えは、今の財政状況の中で、病院の経営状況の中でも、それを今、現実にごこうするという議論はできないというところで終わっていると思うんです。病院の中では経営改革とかいろんな意味でプロジェクトを組んでやっておられます。しかしそれが現実的にじゃあどうなるのという部分については、なかなか見えてこない部分もあります。

だからそれを今現実にいい土地がある。これは絶対押さえておこう。10年後には何とかしようという思いはわかりますよ。でもそれをまた10年になるかわからん、7年になるかわからん。けれども、これからの話し合いの中でそこを詰めていこうと、そういう段階でこの土地を購入するということはなかなかG oサインは出てこない。これはこちらの気持ちも理解していただきたいと思うんです。

だから、その辺のところを、前から言っているようにその辺をきちっと出していただければ、賛成できなくもないという部分、それを理解していただけたのかなと思ったんですけれども、きょうのようなことなので、なかなか難しいと思うんですけれども、もう一度その辺、お考えになつてくることはわかるんですけれども、曖昧なという言い方はおかしいと思うんです。当然、計画なんですから変更もあります。でも、当然こうはしたいんだという思いだけでも形にできないんですか。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 繰り返しになってしまって申しわけないです。そこはどう捉えるかというところに少しずれが生じているのかなというふうに思っています。

我々はある意味、無責任な資料を出せないという非常に重たい課題であるので、そういうところで考えております。基本、しっかりと議論をさせていただいて、その中でお示しをする。市民の皆さんにもこんな議論を今していますというようなことも含めて、途中でしていく必要があると。現段階でこんなんですよというふうに、なかなか軽々しくという思いを持って出せないというところで、今回は土地を、将来のためにはこれは必要だというところでの御説明をさせていただいているというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

○東委員長 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑の途中ですが、資料の請求、提出を求めたいので、これより1時50分まで50分間、休憩をいたします。

午後 1時01分休憩

午後 1時50分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

予算決算常任委員会に追加資料が提出されましたので、この際、企画総務部長並びに総合病院事務部長から説明を受けたいと思います。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 お時間をいただきまして、追加の資料を少し調整をさせていただきました。ただ、この資料については、我々として内部では検討を進めておりますが最終的に固めてきたものではございません。収支の見通しでありますとか配置もそうですが、どういうものにしていくかと、それはこれから十分に議論をさせていただいて固めていくというのが基本的なスタンスでございます。

ただ、きょう、今現在で未確定、未定稿でございますが、こんな検討も進めておるといふところの御理解で説明を聞いていただければと、そんなふうに思いますので、よろしく申し上げます。決してこのとおりに、なかなかかなり得ない部分もありますでしょうし、もっとこうしたらいいのではないかといふところも、これは今後いろいろ議論をするところだといふふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、それぞれ順次、資料の概略の説明という形に移らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○東委員長 総合病院次長。

○船曳総合病院次長 失礼します。資料の1ページについて、説明をさせていただきたいと思います。

先ほど企画総務部長が申しましたように、内部での試算資料ということで、まだまだこのとおりにいくかどうか、また歳出については、よりシビアに見ていく部分がありますので、あくまで概算ということで御理解をいただきたいと思います。

午前中の委員会の中でも志水部長のほうで病院の中のプロジェクトを開催して、

収支の改善に向けていろいろな検討をしていると申しました。その中で、まずこの上段になりますけども、急性期病床55床と書いております。済みません、これは3階北病棟の40床が抜けていますので、55床と40床という形になります。

本当であれば、南館のほうに、4階のほうに急性期病床がもう1棟ございます。ところが回復期病床が実際のニーズとしては必要だろうということで随時見直しをしております。まだこちらについては県に協議もしておりませんし、病院の最終決定もしてないんですけども、4階病棟については、やはり回復期病床に転換をしていくのが、よりベターだろうということで、ここでは84床ということで今の42床を2倍にした形で将来計画ということではつくっております。

外来収益につきましては、地域包括ケアシステムを進める中では、時々入院ほぼ在宅という形で、開業医の皆さんが基本的な外来患者さんをまず見ていただくという原則がありますので、1日平均400人という基準については、そのままを引き継ぐという形にしております。ですので、こういったところについては、これからかなり検討の要素があるということを御理解いただきたいと思っております。

こういったことを前提に、下の欄で平成31年度から平成40年度までの試算をしております。入院収益、外来収益、それから費用について、あくまでこれも概算ということになってはいますけども、職員数については現状を維持しつつ、臨時職員さんにつきましては会計年度任用職員制度ということで賃金が上がることが決まっておりますので、その部分を加味した形で費用を積算しております。

一番見ていただくポイントというのは一番下段になります。よく言う内部留保資金、貯金がどうなるのかという部分を一番下に計算しております。まず、平成31年度につきましてはマイナス6,590万円8,000円ということで、決算現金としては5,397万5,000円になるんですけども、前年度までの繰越欠損がありますので通算するとマイナス6,500万円余りになるという試算になります。平成32年度についてはマイナス8,200万円、ずっといきますと平成36年度からは貯金が少しずつできて平成40年度には4億円余りの貯金ができるという試算をしております。

あくまで患者数増ということを病院がこれから努力をどこまでできるか、また患者さんがどれだけ病院を選んでいただけるかというふうな取り組みにもかかっておりますので、その点よく御留意いただいた上で参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○東委員長 企画総務部次長。

○砂町企画総務部次長 失礼します。2ページ目、3ページ目の資料につきまして、

私のほうから説明をさせていただきます。

若干、前後するんですけども、3ページ目をごらんいただきたいと思います。

3ページ目につきましては、ホームページ等から公立病院の建設事業費等を調査いたしましたものでございます。ほとんどが計画値の数字ですので実績の数字とは異なる場合があるかと思いますが、その点は御理解をいただきたいと思います。

こういったことから、他市の事業費を見てみると、宍粟市の現在の規模から想定すると、山口県の光総合病院等が大体、同規模の事業費になるのではないかと。ただ、この光総合病院につきましては実績で建設費が相当上回っておるというふうな情報もありますので、現在のままの同規模とすると、おおむね100億円程度は見込む必要があるということで、2ページに戻っていただきまして、2ページ、仮に100億円の事業費として、そこに設計・建設・医療機器費の数字を入れておりますけども、先ほどの光市を参考に推計を仮置きしたものでございます。

基本的には企業債を発行するというところで、その他については企業債の対象とならないものも想定される場合がございますので、その他で6億円と、この辺についても今後、具体化する中で起債の対象にする、しない、また「※」の2番目に書いておりますように、一般会計の負担等についても今後の検討ということとしております。

こういった仮に100億円近い94億円の起債を発行するとなると、その負担はどのようになっていくかということが新発債償還見込みと下段のほうに書いておるパターン1、パターン2、これにつきましては医療機器の償還年限を5年で見たと10年で見たと、これにつきましても基本、現在5年で償還をしておるわけですけども、これらについてもこういった負担の傾向になるということで、あくまでも参考ということで御確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

○東委員長 企画総務部次長。

○水口企画総務部次長 それでは、私のほうから4ページ、5ページのほうを説明させていただきます。

まず5ページのほうをお願いいたします。

5ページにつきましては、総合病院のほうで御説明があったと思うんですが、従前から改築というようなことも研究されておりましたので、そういった参考をたたき台ということで提示をいただいております。

一番上には病院棟ということで今、200床ベースで類似の病院の平均値を捉えさ

せていただいた面積を掛けた中で1万5,000平米、これを基本に進めておるところでございます。

5階建ての建蔽率等によりまして建て床面積といえますか、それが5,000平米ぐらいになるのかなという見込みでございます。それ以外には外来駐車場、あるいは職員の駐車場、また施設として必要なポンプ、LPGガスボンベ庫、あるいはキュービクル、非常電源というようなところも面積として上げております。また託児所、あるいは医師・看護師の宿舎、そういったものを想定する中で、四角で囲んでおりますが、緑地帯を10%と見ましたところ約2万200平米を想定するところでございます。

その他には加算要素ということで上げさせていただいておるもの、あるいは政策的要素ということで、こんなことも考えられるよというものもでございます。こういったところを今後、構想、あるいは建築の中で研究、検討していく部分になるのかなと思っております。

4ページに戻っていただきますと、現地のところの図面としております。これはちょっと全体をゾーン分けの絵を載せてしまったので見えにくいんですが、朝、配らせていただきました諸般の資料3ページのほうも合わせて見ていただきますと、ちょうど中ほどに南北に通る水路が入っておりますので、水路から西側のほうが約2万平米でございます。そちらのほうに先ほどの2万200平米を当て込むというようなイメージでつくらせていただいております。

右半分が残りの1万9,000平米弱ということになるんですが、そちらのほうには利用者の関係もでございますので、公共交通バスの転回ゾーンでありますとか、あるいはまた、民間活用ゾーンというようなことで、介護福祉施設であるとか民間の薬局というような利活用も図れるというイメージを持たせていただいております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○東委員長 資料についての説明は終わりました。

これより質疑を続けます。

質疑がありましたら、挙手をお願いします。

宮元委員。

○宮元委員 午前中にいただいた資料で、ちょっと確認させていただきたいんですけど、7ページ、8ページに総合病院の概要と、それとこの敷地内で建てかえを行う場合の課題というのがあるんですけども、私これちょっと、ぱっと見た目、①と

というのが病棟になって、あと③とか⑤、立体駐車場、託児所、空きスペースとあるんですけれども、敷地面積が1万453平米あるんですけれども、これをこの場所で建てかえということに関しては課題があるとなっているんですけれども、どういったところで、これは部局内で、もまれたところで課題があるのか、建設業者さんと膝を交えてこの場所で建てかえする方法ということを検討されたのか、その辺はお聞かせいただけますか。

○東委員長 総合病院次長。

○船曳総合病院次長 失礼します。

7ページ、8ページの部分だと思うんですけども、特に業者に確認はしておりません。ただ、インターネット等でいろんな市立病院の状況も確認できますし、年末には実は島根県と鳥取県の病院の視察研修にも行かせていただいています。

そういったところの状況をお聞きする中で、このようなレイアウトの中で、入院患者さんもいる中で、実際どこか取り壊しをして建てることは可能かなと考えたときには、仮設であったり工事車両の進入路等がありますので、実質的には不可能だと。そういった研修に行かせていただいた病院については隣接に空き地があって、そこに建てて移管してから古い部分を潰すと、そういうふうなことは可能だけでも、このような状況の中で建てていくことはとても不可能ということで、業者さんには確認はしてないですけども、近隣の事例とかそういったものを見て、まだ事務レベルでの判断ということにはなりませんけれども、そういう判断をしております。

以上です。

○東委員長 宮元委員。

○宮元委員 私は大阪とかあの辺の都市部でまちを歩いておりますと、本当にもう人が通れないような幅でビルが建設されております。また、歩行者がいても安全でそんなに騒音もなく建設工事が進められておるんですけれども、私は別に建設に関して詳しくはないんですけども、病棟だけ残してあとは壊して、そして今ある立体駐車場であったり宿舎とか空きスペースとか、こういったところにまず病棟を建てたりして、それが完成した後、今度、病棟でほかの施設、また足りない施設というのも、私がこの地図を見たときにそういうふうに思ったんですけども、やはり部局内で、ただ単に建てかえ、ただ人に聞いたりインターネットで調べたりというんじゃなくて、専門の建設業者さんと相談しながらでも、同じこの場所で、別に移転じゃなくてこの場所で建てかえるということも検討材料の一つじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 その点につきましては、企画総務部長も前半の委員会の中で申しましたように、そういったことも含めて、これから審議を尽くしていくべきことだとは思っています。

ただ、これ、病棟だけ残してということになりますと、例えば手術棟を潰してしまうと手術をどうするのか。あと、この辺、透析関係もありますのでそういったこともありますし、前後の長さもなかなかとれないということなので、今は判断していますが、当然、実際にするとなると、より市民の方であったり専門の方の意見は聞いていくということは当然のことだと考えております。

○東委員長 宮元委員。

○宮元委員 いや、別に透析とか手術室を潰せと言っているわけじゃなくて、この①、透析とか手術室、検査、それからこれ、南館、北館ですかね、こちらは残して、あとその付随の立体駐車場や託児所や宿舎、こちらのほうを、まずこちらに病棟を建てて、そしてその後今①の病棟、手術室、検査室、透析、こちらのほうをまた付随の例えば駐車場であったり宿舎であったり、そういった建て方も検討することによって新しい敷地を確保しなくてもいいんじゃないかなと。この辺は建設業者さんとも話をすれば何とかできる話ではないのかなと思うんですけども、新しい資料をいただいた5ページでも敷地面積は5,000平米で、駐車場でも5,000平米あれば足りるということだったら、これでも今ある敷地の1万平米で十分じゃないかなというふうに私は思っているわけなんですけれども、やはりその辺はもうちょっと議論すべき内容じゃないかと、移転するかどうかということも、まず考えていかないとだめじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○東委員長 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○坂根企画総務部長 現地建てかえというのは、きょうの午前中、お示ししている資料でも非常に難しいという結論に内部的には至っております。今、面積的に数の上では可能じゃないかというふうにおっしゃっているのかなというふうにも理解するんですけども、病院は毎日動いておりますし、今、潰したらいいんじゃないかというふうにおっしゃっている部分についても動いております。さらには駐車場、そういったものについては市民の皆さんに大きく迷惑をかける。非常に現実的には不可能じゃないかという判断をさせていただいておるところであります。

ここに見ていただいたように、詰め込んで今しております。現地もよく御存じだ

と思うんですが、その中を効率よくという部分では、将来に向かって、例えば緑地でありますとか、先ほど説明させていただいたように緑地帯、公園になるかわかりませんが、そういった余裕のある、ゆとりのある病院建設ということも将来に向かっては必要になってくる。総合的な判断も含めてここでは非常に難しいという判断を下しておるといふところでは。

○東委員長 宮元委員。

○宮元委員 確かに緑地とかそういったことも大事かなと思うんですけども、この現地建てかえということに関しては、やはり部局内でだけ話し合いが行われているというところが、私はちょっと課題じゃないかなと。いろんな専門家の方々ともお話をしながら、ただ視察に行ったらここはええなとか、インターネットを見てここがええなという、そういった情報だけではなくて、もう少しできるだけ財政的に負担の少ないやり方も必要じゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 財政的な負担というのは非常に我々も、おっしゃるように十分に見ていかないといけない課題だというふうに捉えておりますし、心配していただくところについては我々もそのことは十分に認識をしていく必要があるというふうに思いますが、繰り返し言いますけれども、この部分、今ギリギリの中で建ておる。どの施設も機能しておるけども、例えば移転をすればできるんじゃないかということもおっしゃるかもわかりませんが、その部分を振りかえてこういう形に今しておる、ない中でやっておると。

基本的には駐車場スペースも立体でございますし、それを再建築しようとする余分な費用と申しますか、スプリンクラーとかいろんなことも対策も講じていかないといけない。詰め込むということになることは否めない事実かなと、そんなふうに思っています。

将来に向かって市民の皆さんに、ああ、いいな。ゆとりがあるなというふうに思ってもらいたいということも病院の機能としては重要な要素なんだというふうに思っておりますので、その点で御理解をいただければというふうに思います。

○東委員長 宮元委員。

○宮元委員 やはり病院機能というのは横に動くというのは、やはり患者さんにとっては大変なことなので、お昼から出た今、手元にある資料では5階建てということになっております。やはりこの5階建てというのを7階とか8階とかいうような高さを考えていけば、そちらのほうが患者さんにとっては負担が少ない移動距離にも

なります。

そして、今度は敷地の確保についても狭いか、今ある敷地の中で十分対応できる建て方というのも検討の一つじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 いろんなところを研修したというふうな、行政だけで勝手に見たというニュアンスにちょっととられてしまって説明不足だったんですけども、例えば南館の1階面積というのは約1,000平米です。北館につきましては約1,780平米ということで、この二つを合わせて約2,800平米。立体駐車場自体が1,200平米ということは、この三つだけ足しても非常に今、基準とされている面積、病院の確保をしようとする非常に難しい部分があると。

潰すとなると、今、入院されている患者さん、外来に来られる患者さんに対して安静が保てるのかどうかというふうないろんなことも病院の場合は発生してきます。そういったことも考えながら、この敷地では非常に取り壊して建てるというサイクルが難しいというのは明らかな状況かなと考えております。

以上です。

○東委員長 宮元委員。

○宮元委員 今そういう取り壊して現地で建てかえというのは難しいという、この議論自体ができてなかったと思いますので、その辺は指摘させていただきたいと思います。

今こう言っても押し問答になってしまいますので、この現場の建てかえについての私の質疑は以上で終わらせていただきます。

○東委員長 ほかの委員の方。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 それでは、先ほど出してくださった、説明してくださった資料について、わからないので教えていただきたいんですけど、まず、この1ページの下の方の「公立宍粟総合病院 収支試算（H30～H40）」というところで、平成31年はマイナスですが、この平成36年からだんだんと過不足なく増加していく見込みというような、この試算を立てられているわけですが、月ごとの民生生活常任委員会の病院の現状ということで報告がある中では、医師が、内科医が6名プラスになったにもかかわらず病院の外来利用者数はふえているわけでもなく、また、収入はふえておりますが、それは私が考えますところ、むしろ患者負担がふえた。病院を200床以下の病院に変えることによっての地域包括ケア病棟等の患者さんの負担がふえた部分

が大きいのではないかなと思われたりもするわけで、それで今現状、こういった報告が常になされている中で、どのようにして今後、患者数をふやす取り組みをしようと思っておられるのか。

今はともかく新しい病院を建てるというような、土地を確保するということよりも、今ある病院で兵庫県保健医療計画（圏域版）原案にあるように、特定中核病院として指定されたのですから、そしてまた県養成医の優先的な派遣、あるいは二次救急医療機関としての病床機能の確保等、計画されているのでありますから、それらに基づいての病院の意見を県に述べていって、今ある病院を充実させていくことのほうが大切なのではないかなというふうに感じているのですが、それはどうなのかお答えください。

それと、この5ページの病院を新しく建設するに当たっての必要面積の試算というところで、この①から⑧の合計プラス緑地帯10%を加算しても約2万平米の土地が必要というような試算が出ているわけですが、今度購入しようとする土地は約4万平米で広過ぎるのではないかなと。これまで試算されてきた土地の面積よりも広過ぎるので、土地購入代金の無駄遣いになるのではないかなというふうに捉えたのですが、それはどのようなことなのか教えてください。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 今、山下委員が言われたように、文教民生常任委員会の中では、病院の経営をもっと改革をして収入を上げる努力をせえと絶えず言われております。私たちがそれを実現するために、昨年から病院の中でプロジェクト委員会というものを設けまして、いろんな取り組みができないかということで考えてきました。

そういった中の資料として、これもつくっていますので、これはちょっと病院建設のための資料では、もともとなかったんです。ですので説明の中でも言いましたけれども、急性期病棟を回復期病棟に1棟を変える、そういうふうなことも病院として取り組んでいって、回復期の患者さんがよその病院に行くのではなくて、総合病院で回復期でリハビリを行って在宅に帰るような取り組みをしていきたいということで考えています。

また、救急受け入れ、二次救急を受け入れるということで救急受け入れがなかなかできていないという御指摘も絶えず受けていたんですけども、今はそういうプロジェクトの中でも、医師等の意思統一を図っていただきまして、内科医、外科医、ほかの診療科の医師も含めて、とにかく受けられるものはどんどん受けていこうと。三次救急が即座に必要なものについては、これは難しいんですけども、どんどん受

けていこうということで、最近については2台救急車を受け入れしているような状況なんかも見てとれるので、一歩ずつ進んでいるかなと思います。

また、やはり今、他の病院に行かれています患者さんを、またこの総合病院に対して紹介をしていただくというふうなことも非常に重要な要素ですので、そういったことも踏まえて、これからは院長以下スタッフのほうが開業医さんであったり近隣の病院のほうに出向いて行って、そういう患者紹介ということで地域連携活動も強化していかないとだめだという方向性は今、考えております。

そういったことを踏まえながら、今ある病院の経営を充実させていくということは当然考えていることとございます。

また、県のほうは特定中核病院ということで県養成医の派遣を西播磨、宍粟のほうにもふやしていくということで、実際、今年度からどんどん形にあらわれて、来年度も内科の先生なんかにつきましては、ふえてくるという要素があります。また、ほかの診療科についても何とかふえていくような努力ということで、今しておりますけど、ちょっと今の段階では公表はできないんですけども、そういった医師の受け入れ体制は整いつつあります。

ただ、御存じのように今の病院は古い段階に建てていますので、1ベッド当たりの床面積も少ないですし、やっぱり広い環境をとっていくとなると、なかなか厳しい状況があると。

診察室についても、ふやせる要素がなかなか見つからないということもありますので、院内では午後の診察、この枠をいかにふやすかということ、これから宍粟市の医師会の方とも協議をしながら何とか枠をふやしていくと。そういった形で見られる機会をどんどんふやしていく中で経営改善につなげていきたいということを考えております。

もう一つ、5ページの積算なんですけども、これもあくまで概算ということですので、厳密な数値と捉えられると非常につらい部分があるんですけども、今200平米というのは、上の積算を見ていただいたらわかりますように、まず建物としての面積の試算をさせていただきます。ですので、下の加算要素という形で道路から病院までのエントランス、それから公共バスの巡回ゾーン、最近でありますとタクシーの駐車場とか障がい者の方の屋根つきの駐車場、あとは医療廃棄物等の保管庫であったり文書庫、それから災害時の食料備蓄等についても十分しなさいというふうな国のほうからの通知も来ておりますので、そういったことをいろいろ加味していきますと、適正な面積がどうなるかというのは、積算は細かくはしておりませんが、

4 ページにあるようなゾーン分けで有効な活用ができるのではないかなと考えているところです。

以上です。

○東委員長 山下委員、よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

大畑委員。

○大畑委員 資料の質問を何ぼかしたいなというふうに思うんですが、まず1 ページですけれども、非常にこのように収支が改善していくということは好ましいことだと思いますが、現状とすごく乖離しているんじゃないかというように私は思うので、このとおりにいけばいいんですが、もう少し説明を求めたいと思います。

今、今回というかこの計画、現位置での収支改善の計画として、急性期を60床ほど減らして回復期を40床、倍ほどにふやしていくと。実際は20床ほど今よりも小さい病院、179床の病院ということがイメージされておりますけれども、病床利用率が平均80%から85%でもって、この収支改善ということなんですが、今、急性期病棟の病床利用率は6割を切っているんですよね。ですから、今後これだけの病床利用率が本当に確保できるのかどうか。こうなればいいんですが、こうならない場合のシミュレーションとして、どのようになるのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、今現在、累積欠損金として49億円ございますが、その処理というのはこの中に入っているのかどうか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 資料1 ページの試算ですけれども、病床利用率と患者数の部分を一応基本には推計をしております。まず外来につきましては1日400ということで、これは診療枠をふやせば十分実現は可能ということにしておりますけれども、これをどんどんふやすと地域包括ケアシステムの開業医さんとの役割分担がどうなのかなということで、ここでは400のままで抑えています。ただ、これが本当にいいのかということのはこれからの協議になろうかと思っております。

まず、急性期病床ですけれども、1病棟減らすことによって、やはり二つの病棟に患者さんを集約することになります。分母がやはり減ってくると病床利用率のほうも上がってきますので、救急の受け入れを積極的に進めようという中で、この平成31年の79%であったり1%ずつふやしておりますけれども、ここは当然、目指すべき部分だと考えております。

それから、回復期につきましては、今が42床しかないということで、姫路であったり、たつのであったりというところの回復期病棟に入院されている患者様、そういった方が帰ってこれる場所があるのであればということで来ていただければ、当然この部分は行くのではないかなと考えております。

今現在、回復期病棟が42床ということで運用しておるんですけども、やはり男女同室というわけにはいきませんし、リハビリできる方、できない方、またインフルエンザやいろんな感染症にかかると同室にできないということで、100にはなかなかならないんですけども、90台後半というところは十分あります。

そういったことも踏まえると、この部分は決して実現できない率ではないということと、当然、経営改善上は目指すべき位置づけかなということで考えております。

それからもう一点、累積欠損金の話ですけども、これはちょっと民間企業とは積み上げ方が違ってまして、地方公営企業だからこういう積み上げになってしまうというふうな仕組みになっています。ちょっと今、手持ち資料がないんですけども、平成24年でしたか、その不均衡な累積欠損金の積み上げ方を是正するために、議会のほうに議決を得れば、その分は減損会計ということで相殺ができるということで、実際、赤穂市民病院とか加西病院とか、今度は神崎総合病院もその手法で地方公営企業上、つり上がってしまった既存の欠損金については処理するというので、近隣の病院の状況も把握していますので、総合病院についても、いつかの段階では議会のほうに相談をしながら、そういった手続をとりたいと考えております。

以上です。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 実現できない収支ではないということで、そう願いたいわけですが、建てかえをした場合も今のところ、今の段階ではこの方向性でいこうというふうにお考えなんでしょうか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 建てかえに当たって、具体的にどういう病院をつくって市民ニーズをどう反映していくかというところはこれからになるので、今はあくまでこれまでの病院にかかわってきたものの試案も含んでいるということで確認をいただきたいんですけども、今の199床に病床を変えるときにも申し上げたと思うんですけども、国なり県のほうは、なかなか一旦減らした病床というのはふやしてくれないです。ということで、宍粟総合病院については199床の許可病床数というのは依然として引き続き持っております。

法律改正がなければ1病棟60床という上限も多分変わらないと思うんですけども、最近はその病床をうまく使うためにウイング方式にして、一つのフロア階なんだけれども、例えば40と40で80の病床を持つとか、いろんなやり方をとられています。

そういったことも踏まえながら、今後どうするかというのは、そういった基本構想をつくり基本計画をつくる中で、地域の医療ニーズを反映させながら考えていきたいと思っております。

ただ、宍粟市内の患者さんの動向を見ると、やはり高齢者の方だったりリハビリを必要とする方がたくさんいらっしゃいますので、回復期病床については引き続きたくさん要るだろうと。プラス回復期を越えて療養が必要な方というのも、どうも見受けられますので、そのあたりは近隣の病院とのネットワークなり、そういったことも考えながら展望を見出したいと考えております。

以上です。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 そしたら次に、病院建設に伴う事業費の予測というところ、2ページのほうで質問させていただきたいんですが、きょうお出しいただいたところまでは、もう最初に出てくるべき資料かなというふうに私も思っていて、自分でもいろいろ勉強する中で、100億円ぐらいかかるんじゃないかなという、こういう資料は出せるかなというふうに思っていたんですけど、問題は仮にこの100億円かかるとして、その病院企業債が本当に有利に借りられるのかどうかとか、あと一般財源からの出資とかそういうものがどういうふうになるのかというあたりが、今度、一般会計を苦しめることにならないかどうかという問題のところに入るわけです。

午前中の終わりにちょっと私、委員長にも、その不透明さがあるので、この辺しっかり資料を出してもらいたいと言ったのは、公立病院の改革プランを国なり県が示していく中で、新しい病院を建てる場合については周辺の病院との統合、あるいは再編、ネットワーク、そういうものを展開する場合には少し交付税算入も厚目にするようにインセンティブを持たせていっているわけです。

逆に、単独建設になると算入が悪くなるというふうにして、どちらかという国は今後ベッド数を減らしていき、そして病院の統廃合を進めようとしている流れに今回の計画、今やろうとしていることが、いわゆる逆行する流れをつくろうとしていると。それが本当に実現可能なかどうかということがちょっと心配なんです。

ですから、市民が本当に病院を建ててほしいという願いは強いですから、そういうことがどのぐらいの痛みで建つのかというあたりが、ちょっと全く見えませんの

で、その辺、少し補足できるものはしていただきたい。資料をいただきたいというふうに思います。

○東委員長 答弁を求めます。

企画総務部砂町次長。

○砂町企画総務部次長 これにつきまして、まだ建設の時期、先ほど3ページの資料もごらんいただきましたように、他市では合併特例債を活用して一般会計から支援をしているようなケースもございます。ただ合併特例債につきましても期限、タイムリミットがございます。発行限度額という関係もございます。こういった病院にするのかということによって県への支援の依頼内容も変わってこようかと思えます。それにつきましては、今後そういったことも含めてこういった病院にするのか、こういった支援を求めていくのか、一般会計からどう支援を負担していくのかというのは、今後の協議の中でそれについてはするべきだということで、今の段階では、はっきりということは申し上げる状況ではございません。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 そこが一番、今、論点になっているところやと思うんです。こちらはある程度の確実性、病院として今後もやっていけるなということを探ねたいし、そちらは、はっきりしたことは言えないという、そこでなかなか納得しづらい部分があるんですけど、今の流れ、単独で建てかえることが、いわゆる国・県の方向に対しては逆風の中を進んでいるということについては、認識は共通しているというように、これはよろしいか。

○東委員長 答弁を求めます。

総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 大畑委員おっしゃるとおり、県・国の方向性としては、統合なりネットワークできるところはどんどんしていった病院を統合していこうという意見を持っています。ただ、今、兵庫県の保健医療計画ということで意見提案を募集中ですけども、この中の特定中核病院の指定の根拠というものの中を読んでいますと、公立神崎総合病院も宍粟総合病院もそうなんですけども、医療機関が集中している地域から離れていると。立地上、圏域内の拠点病院との連携が困難ということ、県もこの計画の中できっちりうたっていますので、必ずしもネットワークができない、連携ができないということではなくて、私たちもそれは努力はするんですけども、必ずしも完全に逆らった流れではないとは思うんです。ですので、むしろ本当に病院を建てかえていこうという今後の話になるんですけども、県、それから

いろんな機関とはそういった連携ができないか、またいろんな支援が受けられないかというところは、いろんな話を詰めていく部分だと思います。

また、本当にこの特定中核病院の指定というのが、神崎総合病院と宍粟総合病院について特出しで出されてきたということで、今ちょうど意見募集ですので、本当にこういった立地上、厳しいところについては、そういった特別な支援というのも考えるべきではないのかなというふうな意見を、多数こういったところに出していただければ、また県のほうもいろんな協力が得られるのではないかなということは、ちょっと考えたりはしております。

以上です。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 そういう意味では、たつの市でありますとか佐用でありますとか、この定住自立圏で協定を組んでおるそれぞれの自治体と、今度の建てかえの病院をめぐってネットワークを組めないかとか、お互いに協力できないかみたいなところは協議する必要があるかというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 もうおっしゃるとおりで、当然、連携について何ができるかという話は十分する必要があると考えております。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 ですから、そういうものをしっかり積み上げた上でこういう土地を求めていくというのが、僕は筋だろうというように思うんですね。それがもう、とにかく土地ありきで、全てがこれからこれからということになっているので、それでそちらにいらっしゃる方は、ええ土地が出ているのに何でそんなことばかりしつこく聞くんやと思うとってかもわからんけど、一番肝心なところはそこなんですよ。そういうことがほんまにしっかり担保できるんかどうかというところがポイントなので、そこを一生懸命聞いとるわけなんです。ですから、ある程度のことはお答えいただかないと、ちょっと難しいと思うんですがね。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 午前中の議論に返ってしまうので申しわけないんですが、あくまで今回出させていただいているのは、将来を見越して先行投資をさせていただきたいというところでの今回の補正の上程になっております。

今も担当のほうからもそれぞれ説明をさせていただいたように、必ず病院として

は改善に向けて努力していかないといけない。その数値は結構、不可能な数値ではない。我々の努力がこれから求められていることだというふうな説明もさせていただきました。

一方で、地域連携が必要なのではないかということ、当然そのようなことについてはおっしゃるとおりだというふうに私も思いますし、それが協議が整わないと、じゃあ土地は買わないのかというのは、また別の問題かなというふうにも捉えていただけたらいいかなというふうに思います。

そういうことを将来に向かって午前中は答弁させていただいたのは、十分な協議をさせていただきたいというところでの御答弁をさせていただいたというところでの御理解をいただけたらというふうに思います。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 いや部長、こちらがいろいろ言って「そうです、そうです」とおっしゃっているんですよ。だからそっちからそういうようなことがきちっと説明されとったら何とも思えへんのですよ。でも全て、さっき建てかえの、なぜ現有地については無理なのかみたいな話も出ましたけど、そちらは土地ありきの資料ばかりつくっておられるんです。現在の敷地内で建てかえを行うことの課題というのを、工事することとか、そこで物理的に土地を広げることの課題だけをおっしゃっているんですよ。課題ってもっとほかにいっぱいあるじゃないですか。

だから、土地を外に求めないといけないというストーリーをつくるためだけの資料をつくっておると思いますよ。そして面積がそんなに要らないじゃないかと言ったら、あれも建てます、これも建てます、敷地いっぱい利用しますというふうな計画をおっしゃっているんです。そんな誰でもつくれますよ、そんなことやったら。

だから、全部この土地がいい。これを買わせてくれというありきの話で、後づけで全部、計画を述べられているんですよ。その実効性、本当にそれができるんかということを我々は今、質問しておるわけです。そこに気づいてもらわないと議論にならないですよ。そういう資料ですよ、これ。

ですから、土地の価格が適正かどうかだけで話になると思っておられたような気がするんですね。それは当たり前のことですよ、適正価格で買うというのは。

○東委員長 企画総務部長、よろしいか、答弁をしてください。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 それぞれお話しいただいていることは協議をしていかないといけない課題というのは十分認識をしております。ただ、先ほども申しましたように、

土地ありきということで考えているわけではないというふうに思っておりますし、病院というものについては宍粟市としての大きな課題というところで、将来的にいつかの時点では土地を求めていく必要がある。現地建てかえというお話も出ましたけど、現実的には難しいというふうな判断の中でそういうふうに考えております。いつかは土地を求めていかないといけない。

本会議の中で市長のほうも答弁しましたように、今がチャンスというところ、これだけのまとまった土地があるときに、そのことを先行で買わせていただきたい。この内容たるや、今後、十分に協議させていただきたいという意思を表明させていただいておるというところで、その部分については議論がなかなかかみ合わない部分かな、そんなふうに考えております。

○東委員長 質疑が随分出ましたが、ほかに質疑がある方は挙手をお願いします。

大畑委員、どうぞ。

○大畑委員 本会議の場で市長が今井議員の質問に答えられたんですね、タイミングを、もう少ししっかりとした計画でもって、3月の新年度予算と同時に出せないのかというときに、このタイミングを逃すと厳しいという言葉が言われたんです。何が厳しいのかが全くわからなかったんですけど、この「厳しい」という中身は何なんですか。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 これは契約をしていくために宍粟市だけで考えられる話ではないということ、それが大前提ということでございます。宍粟市としてはこのタイミングを逃すと、市長は「厳しい」というふうに答弁をさせていただきましたが、委員会冒頭、どなたかの御質問の中に、契約できない可能性も出てくるのではないかなという危惧も私自身はしておるといふ状況、その時間的な状況、そんなことも心配を非常にしておるといふところの部分で厳しいというふうに市長は答弁したんだというふうに思っております。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 この今のタイミングで買わないと、この土地を買い求めるのが非常に厳しい。ほかに渡る可能性があるという、そういう意味でおっしゃっているんですね。買えないかもしれないという厳しさなんですね。

そこで思うんですけども、この経過、ちょっと話が一番最初のところに戻ってしまいますけど、公有地の拡大の推進に関する法律で買えないという話があるでしょう。これ、去年の8月の段階は企業誘致だったんですよ。だから企業誘致は公有地

の拡大の推進に関する法律の届け出をされても買い取り協議には応じられない中身です。

ところが病院だったら公有地の拡大の推進に関する法律の買い取りの対象になる事業なんです。ですから、何で12月時点で病院というふうに変わったときに公有地の拡大の推進に関する法律の買い取り申し出を受けなかったのかなと思うんです。

私はもう一度それはしっかり買い取り申し出をしてもらって、そして市が買い取り協議に応じなければいけませんから、公有地の拡大というのは市が優先的に、その土地に対して買う義務が発生してくるわけです。そこで病院の計画がしっかり決定を打たれていたら、買い取り協議は成立してくわけですよ、第三者に渡ることはないんですよ。そういうことも含めてしっかり考えていく必要はありませんか。

○東委員長 これより午後3時まで休憩をいたします。

午後 2時44分休憩

午後 3時00分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開します。

先ほどの大畑委員の質疑に答弁をお願いします。

企画総務部水口次長。

○水口企画総務部次長 先ほどの公有地の拡大の推進に関する法律の適用のお話でございますが、午前中の経過の説明のときに申しましたが、届け出をいただいて3週間以内に返事を返すというルールでございますので、その折には当該の公有地の拡大の推進に関する法律にのせられる条件が整っておりませんでしたので、お断りをさせていただいたと。その後、所有者の方と一般売買というような形でお互いの条件を確認する中で交渉を行わせていただいたという状況でございます。

以上です。

○東委員長 暫時休憩します。

午後 3時03分休憩

午後 3時05分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開します。

先ほどの大畑委員の質疑に再度、答弁をお願いします。

企画総務部長。

○坂根企画総務部長 失礼します。経過については先ほど夏以降の経過を申し上げた

ところでございます。公有地の拡大の推進に関する法律の関係は御指摘のとおり、以前も御指摘いただいたように、それは無理やというところでお断りをした、その経過としては、それをお断りしたんだけども、代理人を通じて所有者の方がこういう一般売買で交渉したいというふうな申し入れを受けて、それに私どもも、そうであればという検討をさせていただいたということで、再度、公有地の拡大の推進に関する法律という部分でのところには、相手方ともその協議には至っていないというところですので、お話は一般売買で続けさせていただいたというところでございます。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 僕の質問が悪いのかもわかりませんが、ポイントは、もう少ししっかりとした時間をかけて計画を出してほしいと。しかし、そうやりたいけども相手との協議との関係で非常にそこはリミットとして厳しいんだというお話だったから、じゃあ公有地の拡大の推進に関する法律の買い取り協議というテーブルにのせたら、ほかの人が買いに入るよりも市が交渉の相手になるわけですから、買い取りの協議をする相手は市になるわけですから、そこに立ち返れば、今から3週間なら3週間の中で話ができるんじゃないですかと。

もう一方では、安心してしっかり計画を立てて病院として本当に建てられるという資料を私たちに提示ができるんじゃないですかという、そういう厳しいタイミングを今、私が言った買い取り協議という手によって、しっかり時間がとれるということを申し上げている。そして、市と所有者の間の協議ができるんじゃないでしょうかと、そのことを研究してもらえませんかということを行っているんです。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 お答えになるかどうかわかりませんが、この間の協議の中で買い取り協議の実際の交渉、その部分については委員会にも報告をしながら、今こんな状況ですというところで二者鑑定をした価格をもって提示をさせていただいて、その協議という部分については、おおむね合意に達したというところできょうの補正予算の上程ということになっておりますので、そのところに立ち返るという部分については、もう必要ないというふうには考えております。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは、もう万全だということで提案されている側の話であって、これまでの。いざ提案されたら、まだまだ内容が乏しいですよということを私たちは申し上げているわけでしょう。それで、もっと一般会計との関係とか、それもきちっ

と整理して、3月の予算の段階に出してもらえないかという話のときに、そこまで引っ張るのは非常に厳しいという話だったんです。だから、そういう意見に答えようとするれば、公有地の拡大の推進に関する法律があるじゃないですかということを行っているんです。

協議は万全に調べてきとるのかもわからんけど、ちゃんとした準備、こちらに説明する準備期間をとるための手続ができるんじゃないですかということを行っているんです。意味、わかってもらえますか。

○東委員長 企画総務部水口次長。

○水口企画総務部次長 おっしゃる部分で3週間の猶予がとれるというところは公有地の拡大の推進に関する法律上あるんですが、第一次として、当初お断りした時点からは所有者の方が自由に売買の契約を結ぶことができるというような一定期間もございますので、そういった中において、もう一度、公有地の拡大の推進に関する法律を必要とされているかということ、所有者さんのほうは、もうその部分では望まれてないのかなと思います。一般売買のほうで手続を進められておるのが現状ということで、現在のところについては、その部分で市と協議のほうをさせていただいているということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは最初に公有地の拡大の推進に関する法律の申し出があったときに断っているというか、対象にならなかったから断ざるを得なかった。だから一般売買の協議に入ったわけです。それだけのことなんです。でも、12月に病院ということ打ち出したら、その時点で、ああ、公有地の拡大の推進に関する法律の対象になるなということのはわかるわけです、そこを考えておってもらえたらね。

そしたら、市も第三者に行かずに、ちゃんとした公有地の拡大に結びつくテーブルができるし、交渉相手にも租税特別措置法の優遇措置が提供できるわけでしょう。お互いにいいわけですよ。そしたら、そちらがおっしゃっているこの時期にお願いしたら第三者に渡る心配もあるんですなんていうことを言う必要がなくなるじゃないですか。そういうことを申し上げているんですよ。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 今回の協議を進めていく中で、宍粟市、市側の理屈だけではないかなかない部分があるというところもございます。そのあたりを勘案しながらこの間、協議を進めてきたという部分で、非常にデリケートな部分もあろうかと思えます。そういうところに配慮しながら、今回1月11日という本日の予定をとらせ

ていただいたと。

方法としては、私どもが今、進めておる方法が唯一の方法だというふうには、全部を検証し切れてない部分もありますので、言えないかも知れませんが、この間、その辺の配慮も含めて協議を進めさせていただいたというところの御理解をいただければというふうに思っております。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 昼からというか、先ほどこないして資料を出していただいて、本当に私のほうが資料請求を一応していた中で、なかなか厳しいだろうなど、資料が出てくるのは厳しいだろうなどというのを思いながら資料請求はさせてもらったんですけども、そういう中で、それでもこうやって一生懸命、資料を出されてきているという、その誠意は僕はすごく認めさせていただきたいなど、それは思いますので、資料はきちっと見させていただきたいなと思うんです。

とりあえず幾つかちょっともう一遍、質問をお願いしたいんですけども、先ほどの大畑委員の質問の中で答弁をされたかと思うんですけども、ちょっとわかりにくかったので、もう一回お聞きするんですが、今ある49億円の累積赤字を、それをどのようにして解消すると、先ほど何か言われていたと思うんですけど、ちょっとわかりにくかったので、もう一遍その辺、説明していただきたいんですけども。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 済みません、ちょっと手元に資料がないので厳密な制度の説明は非常に難しいんですけども、地方公営企業法というのは、ちょっと民間の会計とは違ってまして、繰り入れとか資産関係のものが入ってくると欠損金に積んでいくというふうな算定上のルールがございます。それで四十数億円の累積欠損金というのが出ています。

ただ、これについて資産のほうは五十数億円あるかと思うんですけども、こちらと相殺をしてもいいという制度が地方公営企業法の改正、済みません、手元にないので、たしか平成24年度ぐらいだったと思うんですけども、そのときにその不具合を解消する道をつくるということで、そういう制度ができて、資産と累積欠損を差し引きできるという形で、累積欠損金が資産を上回っているとだめなんですけども、今のところは資産のほうはまだかなり多いということで、それを打ち消す減損会計だったと思うんですけども、議会のほうに提案をさせていただくという処理ができるということで、近くでいいますと赤穂市民病院さん、加西病院さんもしかやられていたと思います。近々、神崎総合病院さんも考えているということ

言われていたので、それをすると資産上の累積欠損金というのは一旦リセットできるという制度ができているということになります。

以上です。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 済みません。ちょっと知識がないものでよくわからないんですけども、そしたら今のその資産というのは、例えば今の病院の建物であったりとか土地であったりとかもそういうことも含めてだと思っんですけども、それをもってチャラにするとかということはどういうことなんですか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 済みません。きょう私、予算書も決算書も手元にはないんですけど、資産の部の資産合計という欄があったと思うんです。そこが五十数億円あると思います。今度、下に右側に累積欠損金で四十数億円というのが計算上、載っていると思います。これは差し引きしてもいいということになっているんです。

というのは、地方公営企業法上、ある一定のものについては欠損金に積みなさいというルールが基本的にできてしまっているんで、実際の赤字額とはちょっと違う性格のものになるんです。

ですので、その資産と累積欠損金のプラスマイナスはしてもいいというふうな仕組みが取り込まれたので、帳票上は累積欠損金は消せると。実際の赤字じゃない部分については消してもいいですよという形ができるようになったんですけど、済みません、若干その決算書類とかがあれば、より具体的に説明できるんですけども、本日はちょっとそれがないので、こういった説明になります。

以上です。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 済みません、ちょっといま一つよくわからないんですけども。

あと、この出している将来的なシミュレーション、1ページのシミュレーションの中での公立宍粟総合病院の収支試算というところで、他会計負担金ということは、これは一般会計からの繰入金だと思っんですけども、ちょっと済みません、ほんまにそこも教えてほしいんですが、今現在、現実的には例えば今、一般会計から六億一千何ぼか入れていると思っんですけども、そのあたりの数字というのは、これはどこに出てくるんですか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 今、言われましたように、一般会計の繰り入れにつきましては、

他会計の負担金であったり補助金であったり、他会計収支金に分けて会計をしなさいということになっていますので、ここでいうと先ほど見られた他会計負担金であったり、下側の、済みません、字が小さくてあれなんですけど資本的収入のところの他会計出資金、こういったところのものが一般会計の繰り入れということになります。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 はい、わかりました。ということは、平成40年において合計したら、四億二、三千万円ぐらいになるということですね。今、六億何ぼかというのが4億少しぐらいになるだろうということですか。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 はい。起債の欄に償還金分の繰り入れ等がございますので、そういったものはどんどん償還が終わると繰り入れがなくなってきます。そういったものを考慮すると、先ほど言われた部分が繰り入れという形になります。

○東委員長 今井委員、よろしいか。

今井委員。

○今井委員 はい、わかりました。

それから、結局その辺はわからないことなんだろうとは思いますが、結局、一番のポイントは、それも含めて、その当時、つまり平成40年で今の病院が続いていたとしたら、とりあえずそのぐらいは一般会計から入るだろうということで、あと、だからそこから病院ができてしていけば、どの程度が一般会計から繰入金としてなっていくんだろうなという、そこら辺が一番気になるころではあるんですね。

その辺は、例えばということでこれ、200床の病院をしたらということになっていくと思うんですけども、いや、やっぱりそれやったら無理やからもうちょっと小さくしようとか、いろいろその辺は今からの話だろうとは思いますが、どうですかね、その辺の病院が建った後の一般会計からの繰入金とかいうようなあたりの、全部もちろん独立採算でやってもらえるんだったら、それは当然それでやってもらったらええと思うんですけども、なかなかそれは厳しいんじゃないかなとは思いますが、どうですか。わかりにくいとは思いますが、ちょっともう一遍その辺、お聞かせいただきたいんですけども。

○東委員長 企画総務部砂町次長。

○砂町企画総務部次長 病院建設に伴う一般会計からの負担につきましては、建設時にどれだけ負担するか、また今後の協議ですけど、仮に企業債を病院が発行した場

合、これの償還に対しては2分の1の繰り入れという公営企業法の繰り入れ基準のルールに基づいて繰り入れをしていくと。その一般会計負担については、一定の地方交付税措置が講じられるということになっております。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、例えばこのパターン1のほうでいけば、4億6,000万円の企業債返済の2分の1の一般会計からの持ち出し、そこに対しての交付税算入という、そういう形になるということですか。

○東委員長 企画総務部砂町次長。

○砂町企画総務部次長 そのように御理解いただいたらいいと思います。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら、まあまあそれに対して、あとプラス、現状だったら経営そのもの自体がやっぱり赤字になっているので、そこに対しての補填が今はあると思うんですけども、赤字が出とった場合はそれプラスの補填みたいなこともあり得るということですね。

○東委員長 企画総務部砂町次長。

○砂町企画総務部次長 基本、今、地方公営企業法の繰り出し基準に基づいて繰り出しをしております。繰り出し基準に基づかない市独自の繰り出しとしては、医師・看護師確保の奨学金とかそういったものに限っておりますので、単なる赤字補填というものは、いたしておらないということです。

○東委員長 ほかに質疑は。

飯田委員。

○飯田委員 今、今井委員からありました、この企業債のパターン1の場合、ここ、建設費、医療機器費等で94億円ということになるんですけども、今ここにあるのは12年という形での起債があるんですけど、これ、30年と片方は5年ですけども、この分を全部合わせていくと幾らになることになるんですか、この元金と利子で。

○東委員長 企画総務部砂町次長。

○砂町企画総務部次長 済みません、今ちょっと手元にその資料がないので、合計額というのはあれですけども、建設部分が30年償還になります。したがって、この表でいいますと、パターン1の場合は6年目以降は建設の元利償還が毎年3億5,800万円、これが6年目以降30年目まで3億5,800万円が続くということでございます。

○東委員長 ほかに質疑は。

大畑委員。

○大畑委員 私が心配していますのは、今、公営企業法の全部適用じゃなしに一部適用でいっているのが、繰り出し基準とかいう形で市がある程度応援して成り立っているかと思うんですが、こういう新病院を建てていくときに、本当にそのままの経営形態で県がオーケーするかどうかということが心配なんです。

全部適用なり独立行政法人なりというふうなことを迫られたときに、そうなったときには本当に病院がひとり立ちしていけるのかなというところあたりが非常に心配でして、その辺についてはどうですか。

○東委員長 総合病院、志水部長。

○志水総合病院事務部長 今、把握しておる範囲では、そういう県のほうからの独立行政法人化への指導とかいうのは特にないというふうにお聞きしております。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 要は単独の建てかえということを提起してないから、ないんだと思います。そうしたときの心配を私はしているんです。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 地域医療構想の中でも、地域の病院のあり方については十分意義を主張してくださいということで、そこで主張がきっちりされるものについては、国や県の方針を一律に網をかぶせるものではないですというふうな言葉もいただいています。

ただ、今はこれ、病院の建設の本当に概要という形で上げていますけども、これが本当に単独建設なのか、協議をした上で県に理解をいただいた上の建設になるのかというのは、本当にこれから話し合っていくことでもありますので、それについてはまだまだ県の見解も聞いてない状態なので答えられませんけども、当然、新しい病院を建てるときの経営形態については、今のままでいいのか全部適用がいいのか、独立行政法人がいいのかというところは当然考えるべきことであるということは認識もしていますし、ただ、今、一部適用を全部適用にしたらメリットがあるのかなということを内部で話をしたときには、基本的には少ないという形で、やるのであれば、たつの市民病院さんが決断されたような独立行政法人かなということも考えています。

ただ、まだまだ建設概要というのが今、始まったところで、これから市民のニーズ、意見も聞く中で、経営形態のあり方も考えていくべきことだと考えておりますので、今の段階ではちょっと回答はできない状況と思っています。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは明快な回答は難しいと思いますが、独立行政法人とかというふう
に経営形態がなっていったときに、病院単独でやっぱり運営していかなければいけ
ない。県としても二次医療圏の中になくすわけにいかないでしょうから、やっぱり
身の丈に合ったものにしなさいみたいな感じで、今、目指しているような病院が本
当に将来とも存立できるのかどうかというのが非常に心配なわけです。

ですから、一部適用でもって市が支えているがゆえに何とかなっているというよ
うに思うんですが、そういう独立行政法人とかという形になった場合に、本当に大
丈夫なんでしょうか。その独立行政法人になった場合はどういうふうになるのか、
経営形態が変わってときに、こういう起債の償還とかを含めてどのようになるのか、
少しお示しをしてほしいなと思うんですが。

○東委員長 総合病院船曳次長。

○船曳総合病院次長 独立行政法人になりますと、当然、独立採算ということで、独
自で給料であったり人員の採用であったりという部分をしてくようになります。そ
ういった条件も収益に応じた形で決めていくということにはなるんですけども、今
現在ではちょっとそこまでの試算はしてないということでお示しできないのが現状
です。

○東委員長 今井委員。

○今井委員 あれなんです。私はこれを別に反対しとるんじゃないんです、ほんまに。
何が一番気になるかというたら、やっぱりこれ、今から50年、60年、ずっと使い続
けていく病院ですよ。しかも100億円以上かけてみんなでつくっていくという、
そういう病院ですよ。そういう中で、今は土地の話ですよ。だからやっぱりあ
のときここに決めといてよかったなというふうに、やっぱりずっと後になっても思
えるように、もちろん我々は議員ですから、やっぱりいろんな人から何であそこに
したんやというような話が当然出てくると思うんですけども、それに対して、いや、
やっぱりこうこう、こういう理由であそこがええということで私も思ったんやとい
うふうに、やはり私も言いたいし、とにかく市民の思いの中で、やっぱりここでよ
かったなというふうにずっと思える、そのための何ていうんですかね、疑問点をや
っぱりきちっと解消していきたいなというところで、いろいろ疑問のあるところは
質問させてもらっておるんです、今。

そこはしっかりわかっていただきたいと思うんですけども、だから、いや、本当
に相手のあることですから、いつまでもいつまでもということには、もちろんなら

ないとは思いますが、疑問点のある部分に関してはできるだけきちっと解消していくように、私自身もせなしたら、やっぱり納得もなかなかいきにくいので、そういう意味で、ちょっと先ほどの例えば49億円の累積赤字が結局どうなっていたのかなというのは、ちょっと僕もようわからへんのですけども、今後の返済の中にそういうのってかかってきいへんのかなと、それは僕の勉強不足なんだろうと思うんですけど、その辺もよくわからない部分もありますし、もうちょっと時間をかけるといって、せめて予備日があるんだから、そこまでちょっと検討させてもらおうというようなわけにはいかないですかね、私の意見ですけども。

○東委員長 暫時休憩します。

午後 3時32分休憩

午後 3時33分再開

○東委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

大畑委員、質疑をどうぞ。

○大畑委員 病院のほうではなくて今度はちょっと総務のほうにお伺いしたいんですが、私はずっと一貫して言っているのは、この計画、土地を買うだけに終わらないようにしていかなければいけない。ちゃんと病院を建てていかなければいけないというように思っているのと、そのことによって、また一般会計に多くの負担ということになって、市民サービスの低下、あるいは市民の負担増につながるようなことがあってはいけないという思いから、いろいろ聞かせていただくんですが、これだけの土地全部、次々新しいものを建てていくということは、病院以外にも、さらに借金がかさんでいくということになります。

だから、4ヘクタールを埋めていくためにいろいろなものをつくるというふうにお考えですが、片一方では、合併以降、インフラ、あるいは公共施設の管理計画に上がっていますように、まだまだこれから精査をしていかなければいけない部分がいっぱいあるわけです。

ですから、こういうものを建てれば建てるほどランニングコストがふえていって、将来に負担を多く残してしまうと。ですから、できる限り病院以外の、病院が半分必要だとすると、あとの半分については今後計画がある公共施設等について、もっと集約を図って、できるだけと言いますか、もう無駄なお金をこれからは使わないというぐらいの宣言もあってもいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、こういうふうにご造成してく部分と、あとスクラップしていく部分と、その辺の

しっかりした考え方が要ると思いますが、今の段階で言えることとして何かあれば
というか、そういう考え方を持っているのかどうかということも含めて、御答弁いた
だきたいと思います。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 今、市では公共施設総合管理計画の個別計画というのを今、策
定しております。それを策定することによって、除却の関係が起債の対象になっ
たりとかいうところでの、財政負担の面での軽減も図っていかないといけないとい
うことで、今、取り組んでおるところです。

平成31年度の、ちょっと今いつを目標にしていたか忘れましたが、中間どこ
ろで、一定の総合管理計画を、個別計画をどうしていくのかということをお示しを
したいというところで今、準備を進めています。

今、大畑委員が言われたように、スクラップをしてく。ランニングコストという
のは非常に膨らんでくる可能性もはらんでおるというところは我々も認識をしてお
りまして、できる限りそのことはコンパクトに、あるいは集約をするというのが大
前提であろうというふうに思っております。

そういうところで、市民協働センターも集約をしてランニングコストの軽減を図
っていく。あるいは市民の皆さんの利便性を高めていくツールの場にしていくとい
うようなことで進めておりますし、今ここでイメージ図としておりますが、一方で
今後の地域社会の高齢化とか、あるいは健康を志向していくという中で必要なもの
は何だろうという、こんなものはどうなんだろうというふうな、ある意味の例と
して挙げさせていただいておりますので、これが本当に要るのかどうかということも
含めて、これは協議をさせていただかないと、このままいくんだという話にはなり
得ないというふうに思っておりますので、コンパクトにしていくという方向性も含
めて今後は十分に調整をすると。そのことについては、今おっしゃっていただいた
ことについては、紛れのない我々も同じ思いということでございます。

○東委員長 大畑委員。

○大畑委員 ぜひそういう考え方をもっともっと強めていただきたいと思います。今、
北部で生活拠点をやっていますけど、ある地域の若者なんかは、もうこれ以上、もの
をつくってほしくない、もう要らないというふうに若い人がおっしゃっているん
ですよ。だから昭和の我々がいろいろ、もう、作りたくて作りたくて困ってい
るという、若い人はもうそうじゃないんですよ。将来のことを考えて、もっともっ
とソフト面で充実させてほしいということをおられるんですよ。

ですから、こんないろんなものをつくっていくではなくて、もう少し将来計画を
しっかり示してもらいたいと思います。

それからもう一つは、建てかえとなりますと、今、建っている病院、あれを壊す
のに大分かかりますよね。そういうものも必要になる。その後をどうするのかとい
うこともある程度、考えておかなければいけない。それについてはどうお考えです
か。

○東委員長 企画総務部長。

○坂根企画総務部長 前段の若い人たちの御意見、これは今、波賀の拠点の中で議論
させていただいておるんですが、皆さんの意見もそういう方もいらっしゃることも
十分、私のほうも認識をしておりますので、今ある施設を有効に活用しようじゃな
いかというような思いで発言をいただいたりしておりますので、そのことは十分
我々も受けとめて、今後進めていかないといけないというふうに思っています。

それから、病院のことについては、取り壊しは当然していくということになりま
す。それ相当の取り壊しの費用というのも、ああいう住居地の中ですので、最善の
注意を払ってやっていくということになるろうかと思えます。

あとは土地活用ということになってくるわけです。そのことについては並行して
考えていく。あるいは、この病院がというとき、決定するまでには一定の皆さんと
も協議を進めていく必要があるのかなど、そんなふうに思っていますので、有効な
活用方法をこれから皆さんとともに検討していきたいなど、そんなふうに思ってお
ります。

○東委員長 委員長として申し上げますが、本委員会、用地取得の大義から病院建て
かえ計画ということがありましたので、病院の運営、経営まで話が発展して質疑が
行われました。十分な質疑なり、委員の皆さんからすると十分な答弁ではなかった
かもわかりませんが、十分な質疑がなされたと思いますので、これで質疑を終
了したいと思いますがいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○東委員長 それでは、以上で質疑は終わります。

当局は退席をしてください。

暫時休憩します。

午後 3時41分休憩

午後 3時42分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、自由討議を行います。

自由討議の時間は30分とします。発言は1議員3回以内といたします。

発言したい委員は挙手をお願いします。ありませんか。

津田委員。

○津田委員 済みません。もうちょっと、先ほど今井委員の話も出てたんですけども、もう少しこの議論をする、きょう追加資料をいただいたんですけども、もうちょっと中身を我々も精査して議論する時間が正直ちょっと欲しいなというのを私自身も思っているんですけども、いかがでしょう。

○東委員長 今、津田委員より、もっともっと議論する場が要るんじゃないかというような討議がありましたけども、これについて皆さんからまたありましたらどうぞ。大畑委員、どうぞ。

○大畑委員 私も賛成でございまして、今は説明員に対する質疑でございますので、いよいよこれから議員間討議、お互いに議員同士がどう考えていくんかというところを、賛成・反対とかいう意味じゃなくて、今回の当局の提案に対してどうなのかということをお互いに議論していく必要があるかと思えます。

そういう意味で、自由討議に入る必要があると思うんですが、ちょっと休憩をいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○東委員長 ほかにありませんか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 私も津田委員が言われるように、予備日としても設定している日もありますので、新たにその日を決めて、しっかりと議論していくべき問題であると思えます。

○東委員長 浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 用地購入、この補正予算の関係については、十分それぞれ各委員さん、意見・質疑等されて十分議論が尽くされておると思えます。ですから私はこのまま本日、採決をとっていただきたいなというふうに思えます。

以上です。

○東委員長 飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 私も津田委員同様に、やはり、きょう駆け込みでこの追加資料をもらったわけで、その辺の内容的にもっと精査する必要もあろうかと思えますし、これ自体は当局も言うように正規のものでもなく、おおよそのものであるという部分はご

ざいます。そういう意味も含めて、本当にこれが持続可能な病院経営につながっていくのかという部分についても、まだみんなの中で議論をまだしてないという状態でありまして、やはりもう少し時間をかける必要があるのではないか。これが市民に対する我々の責任ではないかと思うんですけど。

○東委員長 自由討議ですので、遠慮なしに発言してください。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 朝からそれぞれ質疑の中でいろんな意見を聞かせていただいておりますけど、私自身、おおむね平行線をたどった内容である。相手がこう言ったからこう、こうであったというような部分で、本来きょうの議案として上げられた趣旨のものから考えますと、それぞれ各個人、先ほども議会はこう思っとんやという発言があったんですけども、それはあくまで議員、発言された議員の方が思っておられることであって、私と、またある議員との考え方は当然違ってくるであろうし、それぞれ皆さんいろんな意見の中で闘っておるということですけども、きょうの本来の議案については、私自身いろんな意見の中、皆さんが発言された中、当然私も同じ思いです。当然、今ある総合病院を潰すのにどれぐらいお金が要るんですかという、それは当然同じ疑問を持つところは皆さんと同意するところです。

しかし、ものをつくる。大きく宍粟市の本来での地域医療を推進するにおいて、この土地が地域の人の医療に貢献でき、大切なものである以上は、まず第一の関門として、土地を押さえてそれから施設を建てる。じゃあどのように進んでいくか、じゃあどのように市民に説明していくかという第一関門がなければ、まずこのもの、病院施設を建てるのには議論は成り立ちません。

先ほどからも県にまだ通告がない。当然、建つ場所が決まってないので県に通告はないと思います。通達はしてないと思います。当然そのようなことから考えますと、私はこの第1号議案について採決をとっていただいて、次に皆さんの意見を集約して、新しい門戸を開いていけばいいのではないかと感じておるところです。

以上です。

○東委員長 大畑委員、どうぞ。

○大畑委員 今も田中一郎委員が発言されていますけど、こういう討議をしていく必要があると思います。それで、議論が尽くされたんじゃなくて質疑が尽くされた。説明員との質疑をやっただけなんです。これから議会の基本条例に掲げております議員間討議によって合意形成を図っていくということが条例の趣旨でありますし、我々議員がそれを守っていかなければいけない。

だから、その議員間討議もせず採決に入るとするのは、ちょっとそれはいかななものかと思imasので、今、田中一郎委員が言われたような意見を出し合いながら、どう考えていくんだということを深めていったらいいんじゃないかと私は思いますので、私の意見を申し上げますと、先に土地を買って、これから議論を進めたいというお話ですが、本当に病院を市民の皆さんは期待をされているんですね。ですから本当にそのことが実現するんかということ、きちっと裏づけをとって、そして、そういうことならいけるなということで、じゃあ詳細に議論していこうという手順だと思ふんですよ。

でも、まだほんまに病院がそこに建つか、それだけの裏づけができたのかという事は、ちょっと十分な説明がなかったと思ふんです。だからその辺なんですよ。だから、これからほんまに中身について議論するのは、それはそうなんですけども、今の段階で本当に大丈夫かなというふうに思ったので、しつこくしつこく質問したんですけど、それについてはどう思われるでしょうか。

○東委員長 田中孝幸委員、どうぞ。

○田中孝幸委員 私は思うのに、当局が言われる土地取得、やはりこの時期を逃せば、この広さの土地は、例えば何年先にいよいよ建てかえなあかんといったときに、求めようとしても求められない広さの土地であると解釈しております。

ですので、やはり今の時点で、土地ありきというふうに言われる方もいらっしゃるんですけども、今、購入してないと、先、将来的にそのような建てかえの決議がなされたときに、それから土地を求めようとしても、なかなかないと思われますので、やはり土地取得は必要であるというふうに思います。

○東委員長 神吉委員、どうぞ。

○神吉委員 私も現在の敷地内での建てかえのところから入らせていただきますと、先ほどの地図を見る限り、現在の土地での建てかえ、もしくは仮設などを建設することは不可能だと感じておりました。それによってどこか建設予定地がなければ、移設、新しい建設はできないだろうというふうに思っております。

そのような中、昨年9月にこのような土地が出てきましたが、その中ではうまいぐあいに話が進まなく、11月あたりに、やはりこの土地は宍粟市に購入してほしいというような流れができたかと思っております。委員会の傍聴の中でそういうふうにお伺いしましたが、それに対して宍粟市が病院建設を望んでいくということは、流れ的にはすごくいい方向へ進んだことかと思imas。

それによってこのチャンスしかないということ、市長のほうもおっしゃっておら

れましたが、宍粟市の総合病院を建設するような土地が、もう見渡す限り私にとって見つかりそうにはありませんし、どこかを探せと言われても、どこにそういう土地があるかどうかということとはわかりません。今の城下のあの土地に、それを求めていくことが一番正しいのではないかと思います。

それから、その後、病院のことを考えていくんやという行政側の意見でしたが、どのような病院をつくるかということは、あの土地がなければ考えることができないという意見もあります。そのとおりでありまして、大きなもの、小さなもの、高いもの、安いもの、どんなものをつくるかということは、今の時点で資料にさえもあられておりません。そのことを議論するのは、当然難しいわけで、この後に病院の建設、もしくは運営のできる、維持・継続できる病院の建設を、この後に考えていく。この流れが正しいことだと思っております。

以上です。

○東委員長 宮元委員、どうぞ。

○宮元委員 今現在、宍粟市では生活圏の拠点づくりというので、一宮のほうは建設地が決定いたしました。市民の方からいろんな意見を聞くと、本当にこの金額で今後、千種、それから波賀で10年後、20年後、私たちの子どもが宍粟市で大きくなったときに、この財政でやっていけるんかいなという、そういった不安がすごくあります。そういった声も委員会で議事録として残っております。

そうした場合、この病院の建設費用100億円という試算が、それ以上になるかもしれないというのが、企画総務部のほうからも発言されました。やはりそういった市民感覚で、本当に6億円、7億円の建物でもそういった心配がある。その中で今度は病院の建設予定地6億6,000万円、また病院を建てるというたら100億円以上、それをこの短期間で、たった1日で、議論が出尽くしたかというたら、そうではないと思います。

やはり100億円というお金に対して私たちが議員として責任ある採決をするのであれば、やはり今この用地購入、また病院建設ということになると、本当に市民不在の事業計画になってしまうんじゃないかなというのがあって、やはり議員としての責任を今、痛感しております。

○東委員長 ほかにどうぞ。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 私もそれは、市民が望まれる安心して医療を受けることができる公立の宍粟総合病院を建設するということは、本当に必要なことだというふうには考えて

おります。しかしながら、きょうも議論の中、当局の説明の中でも非常に驚いたんですが、総合病院の事務部長でさえ、昨年12月になってこの話を聞いた。そのような説明をされておりました。本当に市民が望むような病院ができるのだろうかという、やはりその不安が残ります。

そして、出していただいた資料も、当初お願いしていたのに出なくて、そして後から待って出てきた資料は、私の納得いくものではありませんでした。そういうところから考えても、やはり本当にできるのかという不安が残りますので、現時点での判断は難しいと思います。

以上です。

○東委員長 西本委員。

○西本委員 これにつきましては、今の病院が既にもう昭和59年の設立でございます。これが10年たつと、やっぱり40年、50年たってしまう。やがてまたそういう問題が出てくるということで、今、きょうもたくさんの議論がありましたけども、僕らも本当に意識して勉強になったことがたくさんあります。

これを、やっぱり土地を確保して、今から市民も交えて全体のどういうものにしていくかというものにしていくべきだと思います。その時点で土地がないということは、ちょっと考えられないので、そういう形で確保するべきだということで進んでいくべきだと思っています。

○東委員長 津田委員、どうぞ。

○津田委員 いや、先ほどからこうやって、この短時間でもこれだけの意見が出るわけですよ。もっともっとやっぱりこれは議論して、我々も市民にきちんと説明する責任がありますので、やっぱりこれが本当に正しい姿なのか、本当に先ほどから出ていますけど、本当に病院の建設が可能なのかどうなのか、その辺も、もっともっと議論していかないといけないと思うんです。もう少しこれは議論が要るんじゃないかなと。きょう1日でここで採決するような話じゃないとは思うんです。その辺もう少し皆さんで、その辺も踏まえて議論していかないといけないんじゃないかなと思うんですけども。

○東委員長 宮元委員、どうぞ。

○宮元委員 今回出ておる東亜林業さん跡地の面積は4万平米、それで当局から出てきている必要面積の試算が2万平米なんですよね。もう半分でいいわけなので、どうして病院を建てるのに2万平米が必要なのに、なぜ4万平米が要るのかなというところも、そこがまだ議論が一つもできてないところだと思います。

○東委員長 浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 私の意見は、もう以前から病院については、建物、設備が老朽化している。建てかえを検討する時期が来ていると、これは以前から申し上げておったところですが。そのことにつきましては、まず用地をどう確保するのかというのが大きな課題とは思っておりました。

これだけ、基本的には今現状の病院敷地のおよそ3倍程度は、当然、新しくする場合は必要であろうと。それだけの広大な用地を、この中心、今の現宍粟総合病院の近辺で求めることは非常に困難だと。どうやってこの用地を求めていくのか、求めていく方法をどうしたらいいのだろうかというふうなことを常々考えておりましたところ、非常に立地的にもいい、また、ほぼ整形地、これだけの用地を今後見つけることは非常に不可能です。

当然、病院というのは市民の命と健康を守る砦でございます。ましてや宍粟総合病院は、市内唯一の、また播磨圏域北部の中核病院でありますので、この市民の命と健康を守る病院は、将来的には当然建てかえていかざるを得ない施設でございますので、この用地の確保というのは、これは急ぐべきであると私は思っておりますので、それが私の意見です。

以上です。

○東委員長 田中一郎委員、どうぞ。

○田中一郎委員 面積の問題が今、ぼう委員から出たんですけども、今回、新しく病院をあそこに建てたいという大きな目標は、今、総合病院なり、地域医療基本方針の中で、宍粟市ができていないこと、きのうも文教民生常任委員会でいろいろ指摘があったけども、今の総合病院のシステムでは、なかなか難しいですよというところもあって納得された委員もおられました。

これから特に地域医療、二次救急・特定中核病院を受ける以上は、今までなかった施設等、また前から問題になっております3月に廃止される夜間対応診療所等も、本来なら大きな病院の敷地内に宍粟市休日・夜間対応救急診療所というものが建っているのが現状であると。

そのようなことを踏まえると、ここに出るとる2万平米というのは、今現状の総合病院のシステムをそのまま計算してのものである以上は、先ほど浅田委員が言われましたように、当然、訪問看護ステーション、エントランス、当然、防災ヘリポート等の機能も近くに飛んできましたけども要るでしょうし、そのような部分で、やはり現状の約3倍近い平米数は必要。そこに介護・福祉・医療が連携した施設が入

り、やがては通所リハビリテーション、認知症S T・O T・P T等の通所のリハビリテーション等ができて、一つの地域包括ケアができる拠点として大きな目標を掲げている以上、やはり現在の用地、予定している土地が的確であるとやはり判断すると同時に、当然、話を進めていく中において土地というものは当然必要です。

病院の建物を試算する中においても、施設を試算する中においても、官庁工事と民間工事とでは、もう1坪30万円、40万円違いますし、それを設計業者に見積もりをとってもらうのには、まずどこに建てるんですかと、どのようなものを建てるんですかというところから始まって、初めて概算、予算案が組めるわけであって、どこに建てるんやわからんけど、こんなものを建てたいんやけど、ちょっと何ぼぐらい要りますかというような部分も、なかなか難しいと思いますので、そのようなことから含めて、それぞれの理解の中で、この土地の件については、やはり採決をとっていただいて、早く進めるべきであると思っております。

以上です。

○東委員長 まだ時間がありますので、どんどん発言をしてください。大畑委員からありましたように、十分な討論ができたらいいと思しますので。

飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 きょうの質疑の中で、土地の安全性についてもあったと思うんです。山下委員の防災面については、何らかの返答があったと思うんです。それで、いわゆる塗料等の毒性のあるものは使ってはいないという回答があったというようなことはおっしゃっておられましたけれども、実質、土地の下については、全然まだわかってないわけで、どこやらの土地は掘り返したら産業廃棄物が埋まっとったとかいうようなこともございました。

逆に、我々もこの当該土地が過去にどういう状況にあったかということについては全然知り得てないわけで、実質ほんなら、じゃあ東亜林業さんが、当該土地がそこに工場が建つ前はどうだったのかとか、そういうことについても我々は知りませんし、じゃあそのコンクリートが敷いてある下には何があるのかという部分についても、やはり一定の照会をする、また調査をするということは必要ではないかと。

それに、そこに何を建てるかというのが病院ですので、余計にその辺については慎重であるべきやと思うんです。その辺の回答がはっきりしたものがない以上、もう少し慎重にならざるを得ないというのが私の実感です。

○東委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 私は、今回の土地を取得するための補正なんですけれども、これだけの

土地を本当に地権者が少ない中で購入できるというのは、後にも先にもないんじゃないかと。土地を購入するとなると、たくさんの地権者がふだんいらっしやって、その一人一人に対応して行って土地を購入するというのは、本当に時間がかかってまいりますし高額にもなってまいります。

当初、この土地を企業誘致しようかというお考えもあったとは思いますが、病院のこととかもいろいろお考えになって、じゃあそちらの方向性に行ったと思うんですね。

本当にそこに住む人、移住とかそういうのを考えているわけですが、そこにどんな病院があって、安全性がどうなのかというのが、やっぱり住みやすいまちの第一になってくるんじゃないかと思うんです。これから特に高齢化が進んでまいりますと、もう本当に大変でございます。

そういうことを考えると、やはり土地の広さはすごいんですけども、その隣にじゃあ何を建ててもらおうのかというのも、これから考えていったらいいわけで、お貸しして、売って、また建ててもらおうとか、病院関係のもの何かを寄っていただいて、そういう本当に核のあるもの、土地を本当にすばらしい地域にしていくということこれから考えていかれるといいと思いますので、とにかく土地を購入することは、私は今の時点では大切じゃないかと思っております。

以上です。

○東委員長 宮元委員、どうぞ。

○宮元委員 やはり今回、購入の案件が出ているのは4万平米で、総合病院、病院を建てるのには当局のほうから2万平米、半分でええという話なので、そのときに今の総合病院の機能を建てるのに100億円という数字が出ているわけなので、そこに今度、加算要素で病院エントランスとか、それからヘリポートとか、保育施設や介護老人保健施設、そういったいろんな病院の拠点ということになると、総事業費というのはめちゃくちゃ膨らんで、全然その総事業費すら今度は出てきてないわけで、実際、病院を建てるというのに同じ病院を建てるのに100億円というだけで、それに今度、拠点づくりということになると、その総事業費すら提示されてない。そういったところに、本当にこの4万平米を取得する意味があるのかどうかというのも、やはりまだ議論がされてないんじゃないでしょうか。

○東委員長 津田委員、どうぞ。

○津田委員 済みません。先ほどから何度も言いますが、やっぱりもうちょっと財政のシミュレーションをしっかりともう少し時間をとってやって行って、市民に説明

する時間が欲しいと思いますので、ぜひそれをちょっと検討していただきたいなど。

本当にこれ、土地は買いました。でも建物が実際、建ちませんとなったらどうするんだという話になってしまいますので、いや、これだけの財源がきちんとあるんです。こうやってやれば病院も建つんですよというのを、市民にきちんと説明できるような内容にしないと、土地だけ買いました。でも病院を建てる財力はないんです。じゃあどうしましょうとなったら、この土地はじゃあどうするんだという話になってしまいますので、その辺の議論をもっともっとするべきだと思います。

○東委員長 林委員、どうぞ。

○林委員 当局から議案として用地取得の補正予算が出とるわけなんです。ですから、出た以上は、議会としては何らかの是か非かの結論は出さんとあかんと思うんです。

それで、きょういろいろと質疑、質問もあったと思うんですけども、されていましたが、この議案は用地を取得するかせんかという議案なんです。そやさかいに、病院の経営がどうのこうのということは関係ない話だと思うんです。

そやさかいに用地をまず取得して、病院を今のところでは建てかえもできんので、どっかに移転せんとかかん。その適当な用地が見つかったので、どうですかという話なので、まず用地を取得して病院を建てるのは、今後10年ほどかけて立派な施設というんですか、地域包括ケアの拠点となる病院として建設したいと。それには議会も含め、市民も含め、いろいろと協議・議論して病院を建てますという、それを今後、協議しますという話なので、今回は用地取得だけなんです。

そやさかいに、これ、議論が十分でないというて1日延ばしたとしたって結論は、そう変わらんと思うんです。病院が必要か必要じゃないかというだけの話なので、その後のことはまた議論したらええと思いますけども。

それで、その質疑の中で聞いてったんやけど、今の総合病院がそのまま新しい土地に行くようなことを皆さん思われとると思うんやけど、そうでないと思うんです。今の総合病院はこのまま置いたらごっつい赤字で、もう市民にごっつい財政負担をかけることになるので、それをどうするか。まず経営を改善していく。それから、それでも経営改善がなされないならば、新しく取得した土地に民間の病院を誘致するという方法もあるだろうし、市が建設して指定管理として病院経営をしてもらうというような方法もあると思うので、その形態は今後どういうものにするかというのは、今後の話なので、そこで十分議論はできると思うんです。

ですから、用地が必要か必要じゃないかという結論は早急に出すべきやと思います。それはいろいろと意見を聞いてったら、大体、賛成か反対かわかるので、それ

は今から議論を深めたって人は変わらんとと思うので、早急に結論を出すべきだと思います。

○東委員長 自由討議の途中ですが、一応、先ほど申し上げたように自由討議は原則30分としております。ちょうど今その30分が経過をしました。

しかしながら、まだまだ討議をしたい委員もおられると思いますので、ここで1回、休憩をしたいと思います。その後の進行については委員長に委ねていただきたいと思います。

一応これで午後4時25分まで休憩します。

午後 4時12分休憩

午後 4時25分再開

○東委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開いたします。

休憩前に申し上げましたとおり、自由討議の時間は一応30分と定めておりますけれども、もしどうしてもと言われる方がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

大畑委員。

○大畑委員 いろいろと意見が出ましたけども、話を聞いて感じたことと、今回、午前中の議案質疑で市長にも問いましたが、十分な回答が得られなかったことが1点、気になっております。それは市民不在であるということです。

今回、昨年8月からこの問題が、所有者と当局の間でずっと行われてきましたけれども、委員会でも議論にはなっておりませんし、市民の方々の意見も十分に聞いてるという、公式に聞いているというふうには思えません、当局側が。そういう中で議案として上がってきたと認識します。

それが本日1日で、私たちも市民の意見を十分聞かずに、このまま採決に入るとするのは、本当にいかなものかなと。幾ら市民から負託を受けているといっても、1日で判断してよいという負託までは受けていないと私は思うわけです。

本日このようにみんなで一生懸命議論して、放映もしていただき、その中で、また新聞報道もありましたように、市民の関心は徐々に広がっていているものと思います。そういう意味で、もう少し今の場所が適地かもわかりませんが、そういう判断も含めて、大変広いし、北部の方がどのように思われているのかということも非常に気になる場所でもありますので、そういう市民の意見なども聞いた上で議員がしかるべき判断をすべきかなというふうに考えますので、きょうの採決というの

は見送る必要があるのではないかなというように考えます。市民の意見をもう少し聞く時間をいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか、皆さんのお考えは。

○東委員長 飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 私も大畑委員と同じように考えております。

今回の件につきましては、先ほど縷々説明がありましたように、委員会の中でも報告はございました。しかし、この病院という形での報告を受けたのは最後のほうでございまして、委員会の中でそのことについて何ら議論をしたわけでもございませんし、一般市民の方に聞きましても、新聞報道を見て初めて知ったという状況にあると思うんです。

そんな中で今回のこの委員会が放映されている中での審査、議論ということについて、またいろんな意見が、先ほども大畑委員のほうからありましたように、あると思うんですね。そのことを踏まえて最終的な判断を私もしたいなというふうに思うんです。

そういう意味において、今ここですぐに採決されるというのはいかななものかというふうに考えます。

○東委員長 山下委員、どうぞ。

○山下委員 私も今回の補正予算は公金 6 億 6,167 万円という、これだけの多額のお金をどうするかということを決める内容であります。しかしながら、当局の説明等は、全ての計画においてこれから考えていく方向というような説明を繰り返すのみであったというふうに思われますので、このままではとても判断しかねますし、市民に対する責任もとれないと思いますので、予備日等もとっておりますので、すぐに採決ということは避けるべきだと思います。

○東委員長 一応まだ挙手がありましたけども、時間が少し延長しましたし、3 回を超えましたので、一応これで自由討議を終わりたいと思います。

これより討論に入りたいと思いますが、皆さん、御案内のとおり予算決算常任委員会運営要綱では、たしか第 8 条の第 1 項だったと思うんですが、討論は本会議で行うこととしておりますので、予算決算常任委員会全体会では行わないこととしておりますが、御案内のとおり小委員会を経て、また分科会を経て、この委員会に臨んでおりませんので、直接、全体会に臨んでおりますので、討論は可としたいと思います。

よって、討論をしたい方は挙手をお願いしたいと思います。

○大畑委員 動議。

○東委員長 はい、どうぞ。

○大畑委員 私が自由討議でお願いしたのは、本日の採決を見送って、もう少し市民の意見を伺いたいと。ほかの同調する意見もございました。ところが委員長は今。

○東委員長 いや、あれは自由討議の時間でしたので。

○大畑委員 そうです。今、討論とおっしゃいましたので、討論というようになりますと採決というふうに進んでいきますので、そのことについてお願いをしたつもりでございますから。

○東委員長 動議なら動議と声を上げてもらったらいいです。発議なら発議と声を上げてもらったらいいです。

○大畑委員 動議として賛同いただいていますので、動議でお願いします。

○東委員長 はい、わかりました。

それでは、ただいま大畑委員から、もう少し時間をかけて予備日の15日もあるので、議論の時間が必要という動議が出ましたので、この際、この動議を日程に追加して直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○東委員長 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)に関して、さらなる審査の動議が出ましたので、日程に追加して直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、ただいま出ました第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)に対する動議に対して、賛成の委員の起立を求めます。

(起立少数)

○東委員長 どうぞ、お座りください。

予算決算常任委員会委員は委員長を含み15名となっております。現在、出席委員は委員長を含めて15名。採決は委員長を除いて14名の採決になりますが、14名中、動議に賛成が6名でしたので、賛成少数ということで、この動議は否決にしたいと思えます。よろしいですか。

よって、第1号議案に関する動議は否決することに決しました。

暫時休憩します。

午後 4時34分休憩

午後 4時40分再開

○東委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

この後の日程調整もありますので、これで暫時休憩をいたします。

午後 4時41分休憩

午後 4時54分再開

○東委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開いたします。

休憩前に申し上げましたように、予算決算常任委員会運営要綱では、本会議での討論となっておりますけれども、全体会での討論は行わないということになっておりますけれども、小委員会及び分科会を経過しておりませんので、全体会での討論を行ってもよいと判断しております。

討論される方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

まず飯田委員から討論をお願いします。

○飯田委員 反対の立場で討論をさせていただきます。

きょう1日で縷々いろいろと本会議での質疑、そして委員会での議論がございましたけれども、はっきり言ってこれは市民不在の議論であると思うんです。そんな中で、我々も負託を受けてここに立っておるわけですけれども、そこに至らないところについて、大変残念に思っております。

そういう意味をもって、きょうここでそのまま採決することに対して、よしとはできないという立場から、今回は反対と、病院に対する土地を購入するということに対して反対ではございませんけれども、今回の今の立場では反対という意味で討論させていただきます。

○東委員長 ほかに討論はありませんか。

ただいま反対の意見討論がありました。賛成の意見討論をお願いします。

田中孝幸委員、どうぞ。

○田中孝幸委員 賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、今、この土地を購入しないと、なかなか後で出てこないというふうなことが考えられます。ですので購入すべきというふうにご考慮しております。

以上です。

○東委員長 ほかに討論はありませんか。

津田委員。

○津田委員 私も病院の建設云々というよりも、まずもう少し議論、本当にこの財政のシミュレーションの部分であったりとか、その辺をもっともっと議論して進めないといけない事案だと思います。

ですから、今の現時点では審議不十分と思い、反対の立場とさせていただきます。

○東委員長 ほかにありませんか。

神吉委員、どうぞ。

○神吉委員 賛成の立場で討論させていただきます。

今回の議案であるこの補正予算は、病院の建設を目的とした土地の購入ということであり、その際、土地の購入をした後に、市民が求める適切な病院の建設を考えていくというためにも、先行取得をする必要があると考え、賛成の立場として討論させていただきます。

以上です。

○東委員長 ほかにありませんか。

宮元委員、どうぞ。

○宮元委員 それじゃあ反対の立場で討論させていただきます。

まず今回、病院の建設予定地の土地の購入となっておりますが、果たしてあそこが宍粟市にとって、宍粟市の市民にとって、適切な場所なのかというところの議論がまだできてないと考えております。

場所的にいったら宍粟市で一番南の位置になりますし、また交通の利便性ということもあったんですけれども、どうしても神姫バスで出た場合は乗りかえないといけない場所でもありますので、そういった意味でも、もう少し病院を移転するのであれば、そのいろんな市民の交通アクセスなども考慮して、場所は慎重に選定しなければいけないと思いますので、今回、土地の購入に対しては反対させていただきます。

○東委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○東委員長 ほかにないようですので、これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。

採決は起立により行います。

第1号議案を採決します。

第1号議案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○東委員長 お座りください。

委員長を除いて14名中8名の起立。賛成多数であります。

よって、第1号議案は可決すべきものと決しました。

以上で、第83回宍粟市議会臨時会付託案件審査、補正予算1議案の審査を終了します。

その他で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○東委員長 ないようですので、これで本日の委員会は終了します。

副委員長、挨拶をどうぞ。

○大久保副委員長 長時間にわたる慎重審査、まことにありがとうございます。

これにて委員会を閉会とします。

(午後 5時00分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会

委員長 東 豊 俊